

令和6年度

保育施設利用のしおり

～お願い～

保育施設によって保育方針が異なります。
お申込み前に、入園を希望する保育施設の見学や説明会に参加する
など、あらかじめ保育方針を必ずご確認ください。



目次

1	教育・保育給付認定について	P 1
2	教育・保育を受けられる施設・事業等について	P 2
3	教育・保育給付認定と利用の手続き	P 4
4	利用開始後について	P 8
5	市外の保育施設の利用申請	P 10
6	必要書類など	P 11
7	保育料・給食費（副食費）	P 14
8	保育施設一覧表	P 19
9	保育施設要覧	P 21
	・市内保育施設位置図	P 36
10	保育施設利用Q&A	P 38
★	申請書等記入例	P 42
★	申請書一式	P 46

薩摩川内市

1 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援法などに基づき、市町村は保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢など客観的基準により、次の3つの区分に「認定」し、教育・保育の「給付」を行います。このため、施設や事業の利用申込みに加えて、**教育・保育給付認定の申請が必要です**。また、**認定された区分に応じて利用できる施設・事業が異なります**。

認定区分		保育の必要性	利用可能施設
1号	満3歳以上の教育認定	なし	幼稚園※、認定こども園
2号	満3歳以上の保育認定	あり	保育所、認定こども園
3号	満3歳未満の保育認定	あり	保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

※子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合は、施設等利用給付認定（新1号認定）を受ける必要があります。

◇「1号認定」と「2号認定」を重複して受けることはできません。

◇保育施設の利用をご希望の場合は、「2号認定」、「3号認定」の申請となります。2号・3号認定を受けるには、次の「保育の必要性の事由」が必要です。

保育の必要性の事由

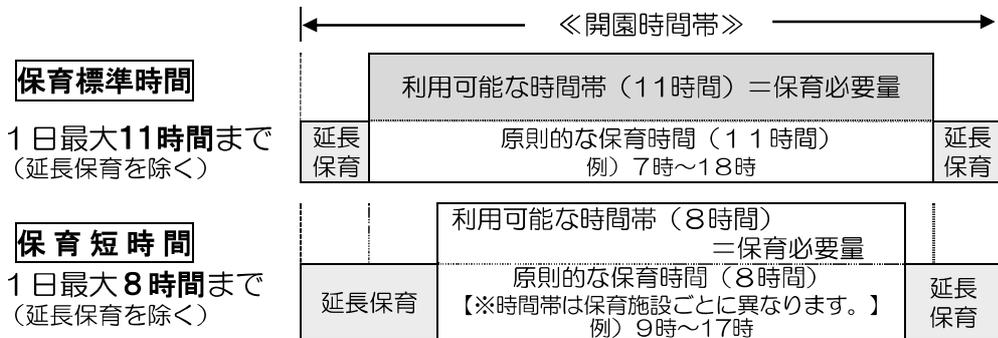
◇保育を必要とする事由として認められるのは、次のとおりです。

- (1) 月12日以上、かつ、月48時間以上の就労をしていること
- (2) 妊娠中または出産の直後であること
- (3) 病気やけがのため、または精神や身体に障害があること
- (4) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- (6) 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること（認定後90日以内に、月12日以上、かつ、月48時間以上の就労を開始することが条件）
- (7) 学校教育法に規定された学校等に在学しているか、職業訓練校における職業訓練を受けていること
- (8) 育児休業を取得しているか、出産前の勤務先に出産後再雇用が決まっていること（現在、保育施設利用中で引き続き利用する場合のみ）
- (9) その他、法令等に定めのある場合

※詳細についてはP12に記載しています。

保育の必要量

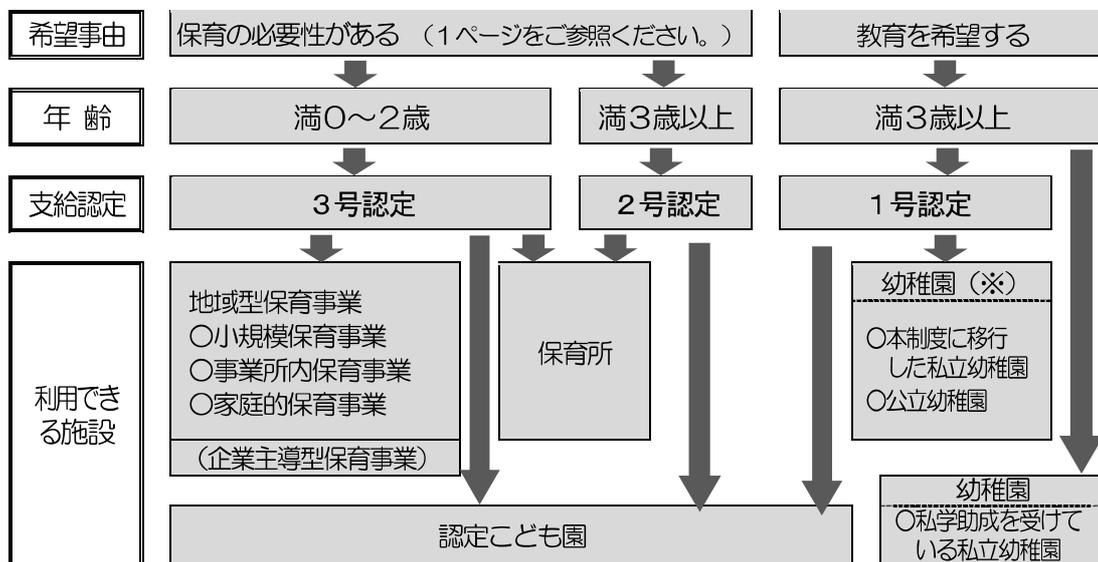
◇「保育の必要性あり」と認定された場合、その事由に応じて「保育の必要量」もあわせて認定します。認定された「保育の必要量」に応じて、保育施設等の最大利用可能時間が異なります。認定の区分は次のとおりです。



※里保育園および下甌保育園の保育標準時間は10時間で、開園前の延長保育は実施しておりません。

2 教育・保育を受けられる施設・事業等について

教育・保育施設、事業の選択



※幼稚園は、満3歳児以上で保育の必要性がある場合でもご利用になれます。
 ※公立幼稚園の利用申込は、入園希望の幼稚園にお問い合わせください。
 ※里保育園・下甌保育園では、ご利用にならない保育事業などが含まれています。

◇上記以外の場合で、ときどきお子さんを預けたいときなどは、各施設の一時預かり事業をご利用になれます（ご利用方法などは、ご希望の施設に直接お問い合わせください）。

教育・保育施設、事業の種類

保育施設の一覧は19～20ページをご覧ください。

① 認定こども園

◇保育園と幼稚園の両方の良さをあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わらず、どのお子さんも教育・保育をいっしょに受けられます。

② 保育所（認可保育所）

◇保護者が就労、病気、看護、介護、出産など何らかの事情でお子さんを保育することができない場合において、児童福祉法に基づき保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

③ 小規模保育事業

◇3歳未満のお子さんを対象に、少人数（6～19人）による保育を行います。
※里保育園及び下甕保育園は小規模保育事業相当の特例保育を行う施設となります。

④ 事業所内保育事業

◇企業が従業員のために設置する保育施設などで、従業員のお子さんと3歳未満の地域のお子さんをいっしょに保育します。

⑤ 家庭的保育事業 ※

◇市が認可した家庭的保育者が、少人数（最大3～5名まで、3歳未満のお子さん）を対象に家庭的な雰囲気の中で保育ができることが特徴です。
※令和5年11月1日現在、令和6年度に薩摩川内市内での実施予定はありません。今後、新たに事業を行う施設等がある場合は、市のホームページなどでお知らせします。

⑥ 幼稚園

◇小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。満3歳児から就学前までのお子さんに対して1日4時間前後お預かりします。
保護者の希望により、預かり保育を行っている施設もあります。
※子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園をご利用になる場合は、施設等利用給付認定（新1号認定）を受ける必要があります。

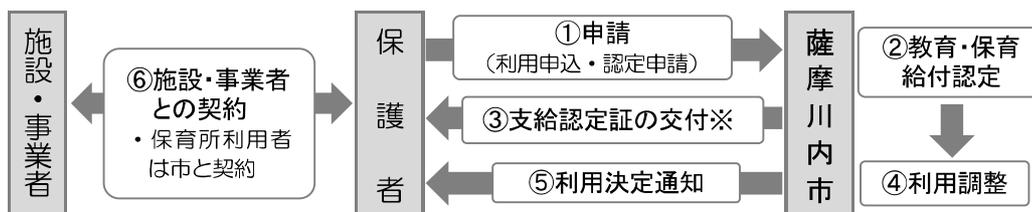
★ 企業主導型保育事業

企業などが自ら事業所内保育を設置し、従業員の多様な働き方に応じて柔軟な保育を行う事業です。従業員のお子さんのほか、定員の半数を上限に、地域の3歳未満のお子さんをいっしょに保育する事業所もあります。

※地域のお子さんが利用する場合、国の無償化の対象となるためには、市町村の教育保育・給付認定（2・3号認定）を受ける必要があります。
ただし、市町村による利用調整対象施設ではありませんので、入所のお申し込みは直接、企業主導型保育事業所へお願いします。

3 教育・保育給付認定と利用の手続き

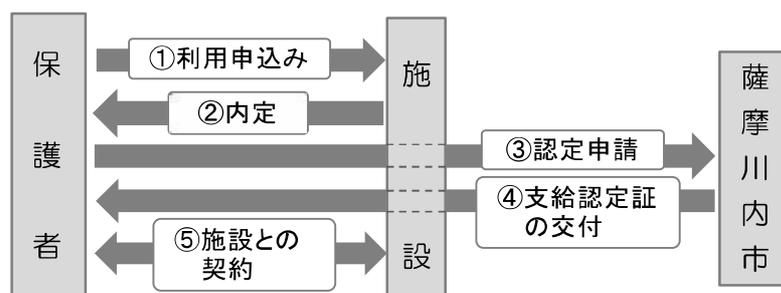
保育所や認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業などの利用を希望する保護者の方は、利用申込みと同時に、2号・3号の教育・保育給付認定の申請が必要です。



- ※「③支給認定証の交付」は、「⑤利用決定通知」と同時に行います。
(現在、支給認定証の交付は省略しております。必要な場合は、ご連絡ください。)
- ※「①申請」後、申請内容と状況が異なっていた場合や、虚偽の申請が判明した場合には、その時点で利用調整のやり直しや決定の取消しなどを行いますので、申請関係の書類は厳正に作成してください。なお、やむを得ず申請状況に変更が生じた場合は速やかにお申し出ください。

参考【1号認定（教育標準時間）の場合】

- ◇教育施設で利用内定を受けた後に、施設をとおして薩摩川内市に教育・保育給付認定の申請を行ってください。
- ◇支給認定証を、薩摩川内市から交付します。



- ◇1号認定を受けたあと、2号認定を受けるためには1ページにある「保育の必要性の事由」が必要です。手続きの方法は、次ページ以降でご案内する「利用手続きの流れ」などをご覧ください。この場合、申請書および保育の必要性の事由を確認するための必要書類などを子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

利用手続きの流れ

教育・保育給付認定、保育施設利用の申請

- ◇「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳」に必要な書類を添えて、市へ提出してください。
 ※申込期限日までに必要な書類が揃っていない場合、申請を受理できません。

- ◆4月から利用希望の場合の教育・保育給付認定申請・保育施設利用申請の受付

期 間	○令和5年11月1日(水)～11月30日(木)の平日 ○令和5年11月19日(日)
時 間	○平日/8:30～12:00、13:00～17:15 ○11月19日(日)/9:00～17:00
場 所	○平日/市役所本庁子育て支援課または甌島振興局・各支所 地域振興課 ○11月19日(日)/本庁1階102会議室 (※都合により変更する場合があります。)

- ◆5月以降利用希望の場合の教育・保育給付認定申請・保育施設利用申請の受付

利用希望(入所)日	受付期間	申込場所
令和6年 5月1日	令和6年 3月1日(金)～令和6年 4月5日(金)	市役所 本庁子育て支援課 または 甌島振興局・各支所 地域振興課
6月1日	令和6年 4月1日(月)～令和6年 5月7日(火)	
7月1日	令和6年 5月1日(水)～令和6年 6月5日(水)	
8月1日	令和6年 6月3日(月)～令和6年 7月5日(金)	
9月1日	令和6年 7月1日(月)～令和6年 8月5日(月)	
10月1日	令和6年 8月1日(木)～令和6年 9月5日(木)	
11月1日	令和6年 9月2日(月)～令和6年10月4日(金)	
12月1日	令和6年10月1日(火)～令和6年11月5日(火)	
令和7年 1月1日	令和6年11月1日(金)～令和6年12月5日(木)	
2月1日	令和6年12月2日(月)～令和7年 1月6日(月)	
3月1日	令和7年 1月6日(月)～令和7年 2月5日(水)	

※令和7年1月1日以降の利用希望者の方は、令和7年4月1日入所希望者と同時に利用調整を行いますので、令和6年11月中に令和7年度の申請と同時に提出してください。

教育・保育給付認定

- ◇ご提出のあった書類をもとに、教育・保育給付認定の可否を行います。
 (教育・保育給付認定については1ページをご覧ください。)

※教育・保育給付認定できなかった方にはその旨通知を交付します。

保育施設、事業利用の調整

- ◇保育の必要性の度合いを点数化し、必要性の高いお子さんから利用を決定します(※利用調整は、お申込み順ではありません)。

※ただし、4月1日利用開始の調整は、上記期間内(11月中)にお申込みのあったものから行います。

- ◇申請書に記載された希望施設以外の利用調整はしません。複数の施設を希望される場合は第5希望までの施設を申請書へご記入ください。
 なお、第2希望から第5希望の施設に決定する場合がありますが、その場合、事前に保護者のご承諾は得ませんので、あらかじめご了承ください。

結果のお知らせ

- ◇4月1日利用の教育・保育給付認定と利用調整の結果は、おおむね1月下旬頃から順次通知する予定です。
- ◇5月1日以降の利用調整の結果は、利用できる方に対して、おおむね入所の前月15日頃までに、入所承諾書をお送りします。
- ◇利用調整の結果、決定できなかったお子さんについては、入所保留通知書をお送りし、入所保留（待機）となります。
※通知は、最初の1回のみです。
- ◇入所保留となった場合は、申請の変更や取下げなどをされない限り、引き続き利用希望の意思があるものとして、新たに受け入れが可能になった場合に再度利用調整の対象としますので、年度内の利用希望があれば、改めて申請する必要はありません。

説明・契約

- ◇施設の利用が決定しましたら、施設で入所に関する説明を受けてください。お子さんの面接などもありますので、必ずお子さんとご同行ください。
- ◇保育園以外の施設は、保護者と施設との契約を行います。保育条件や実費徴収金などをふまえて、お子さんを預かる・預けるという双方の意思（合意）を確認します。

施設での利用開始

- ◇毎月1日が利用開始日です。

利用申込みの取り下げ

- ◇利用申込みを取り下げる場合は、「利用申込取下申出書」を子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

就労や世帯等の状況に変更が生じた場合

- ◇就労の状況に変更が生じた場合は、12ページを参考に必要書類を子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課へ早急にご提出ください。
- ◇婚姻や離婚、きょうだいの幼稚園への入園、同居のご家族に障害者手帳が交付された場合など、保育料に変更が生じるときもお手続きが必要です。
- ◇正当な理由なしにお手続きがない場合、教育・保育給付認定の取消しや退園していただくことがありますのでご注意ください。

障害をお持ちのお子さんの利用申込み

- ◇障害の特性や程度、保育士の配置などの確認が必要なため、お申込みの前にご利用を希望する施設に必ずご相談ください。**ご利用を希望する施設に事前の相談がなかった場合、障害の特性や程度によっては、保育士の配置の調整等から、内定が取り消しになる場合がありますので、ご注意ください。**

育児休業を取得する場合

- ◇第2子以降の出生後に育児休業を取得する方で、新生児の兄姉は、次に該当する場合に限り保育施設を一定期間ご利用になれます。
(現在、保育施設利用中で引き続き利用する場合のみ)

ケース	利用できる期限	必要な書類
育児休業を取得する場合 (出産前の勤務先に出産後再雇用が決まっている場合も含む)	1歳に達する日以後の最初の3月31日まで	就労証明書(復職予定日記載のもの)

- ◇上記の期限内に要件に該当しなくなった場合は、保育施設を利用できません。

産後・育児休業明けでお子さんの保育施設利用申込みをする場合

- ◇出産後、すでに就労先が決定している方、または育児休業から復職することが決まっている方で、新生児の保育施設への入所を希望される場合、「ならし保育」をご利用になれます。
- ◇利用開始の対象となる月は、育児休業明けの復職日によって異なります。

復職する日	利用申込可能な日
1日から15日の間に復職する場合	復職する月の前月の1日から
16日から31日の間に復職する場合	復職する月の1日から

(例) 9月1日から15日の間に復職の場合、8月1日を利用開始の日としてお申し込みになれます。この場合の利用申込は、7月5日までとなります。

- ◇ご提出いただく就労証明書などにより、復職日を確認します。

市外から転入予定で保育施設利用の申し込みをしたい場合

- ◇薩摩川内市外から転入後にお子さんの保育施設の利用を希望する場合、転入前であっても薩摩川内市へ申し込むことができます。このしおりを参照し、申請書や証明書類などをご提出ください。
- ◇利用調整の結果、利用可能なときは入所内定通知書をお送りし、転入後正式に入所を承諾します。ただし、利用開始日において、保護者とお子さんが薩摩川内市に住民登録されていない場合、教育・保育給付認定できないため保育施設の利用の内定を取り消します(保育施設の利用はできなくなります)。

4 利用開始後について

延長保育

- ◇延長保育は、就労時間の都合などやむを得ない理由で、認定された保育の必要量による保育時間よりも、長くお子さんをお預けになりたい場合に利用可能です。**※延長利用料は、幼児教育・保育無償化の対象外です。（実費負担）**
- ◇施設への利用が決定してから各施設でお手続きください。
- ◇延長利用料は各施設におたずねください。

利用辞退（退園）

- ◇薩摩川内市外へ転出する場合や保育を必要とする事由がなくなった場合は、分かり次第早急に子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課へ「退園申出書」をご提出ください。
- ※里帰り出産の場合や、就労などの都合で薩摩川内市外の保育施設をご利用になる場合は、10ページをご参照ください。

市外に転出する場合

- ◇薩摩川内市外に転出される場合、次のケースに従い手続きが必要です。転出先が決まり次第、子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課でお手続きください。

ケース	必要な手続き
①市外に転出し、在園している保育施設を退園する場合	・「退園申出書」を分かり次第すみやかにご提出ください。
②市外に転出するものの、引き続き在園する場合	・転出前に必ずご相談ください。転出先の市区町村で保育施設のお申込みと、事前の協議が必要となります。 ・あわせて「退園申出書」を転出前までにご提出ください。

※保育施設利用のお申込み先は、住所のある市区町村です（保育施設の所在市区町村ではありません）。

施設変更（転園）

- ◇利用開始後に利用する保育施設の変更（転園）を希望される場合は、「転園申込書」を子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課へご提出してください。
- ◇施設変更を希望される場合であっても、新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高いお子さんから利用調整することになります。
- ◇希望施設に受入れの余裕がないなどの理由で、ご希望に沿えないことがあります。
- ◇施設変更のお申込みも、取り下げをされない限り毎月利用調整を行います。
- ◇施設の変更を決定した場合、元々在籍していた施設に新たな利用希望者を決定するため、決定後の取り消しはできません。変更希望を取り下げる場合は、早急に「転園取下書」を子育て支援課または甑島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。

2号認定から1号認定へ変更する場合の教育・保育給付認定の変更申請

- ◇2号認定を受けたお子さんが認定こども園で保育を受けている場合で、保育の必要性の事由がなくなり、引き続き認定こども園を利用するときは、1号認定への教育・保育給付認定の変更申請が必要です。
- ◇認定こども園が1号認定として受け入れる場合、認定こども園を通じて教育・保育給付認定の変更申請をしてください。

上記以外の場合の教育・保育給付認定の変更申請

- ◇支給認定を受けた後に、保育の必要性の事由や家族の状況などに変更があった場合は、教育・保育給付認定の変更申請が必要です。
- ◇申請内容の確認の結果、変更が生じた場合、入所内容変更通知書を発送します。
- ◇教育・保育給付認定の変更は、保育の必要量の変更も含め、原則として申請のあった翌月から適用します。ただし、教育・保育給付認定期間はその事由が発生した日をもとにして設定するため、変更の申請が遅れると教育・保育給付認定の期間が基準より短く設定されることがありますので、ご注意ください。

教育・保育給付認定期間が満了となった場合

- ◇教育・保育給付認定期間が満了となった場合で引き続き保育施設をご利用になるときは、改めて教育・保育給付認定の申請が必要です。この場合、再度利用調整するため引き続き保育施設を利用できるとは限りません。また、「保育の必要性の事由」がある場合は、それを確認するための必要書類を添えて変更申請してください。
- ◇教育・保育給付認定されませんと、保育施設はご利用になれませんのでご注意ください。

教育・保育給付認定現況届

- ◇2号認定・3号認定の教育・保育給付認定を受けて保育施設を利用しているときは、教育・保育給付認定の要件に合致しているかどうかと、翌年度の保育施設継続利用の希望を確認するために、おおむね8月頃に教育・保育給付認定現況届（以下「現況届」といいます。）を提出していただきます。提出方法など、くわしくは、その時期になりましたら別途お知らせします。
- ◇現況届の提出がないと、保育施設の翌年度の利用や、当年度途中でも保育施設の利用ができなくなることがあります。

5 市外の保育施設の利用申請

市外に転出する予定がある、または里帰り出産、勤務地などを理由として、薩摩川内市外の保育施設の利用を希望することができます。

お申し込みは、子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課で受け付けます。保育施設では受け付けません。また市区町村によっては域外からの入所に制限を設けているところがあります。

お申し込みの前に

◇希望先の市区町村の保育施設利用調整担当課へ次の事項を必ずご確認ください。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 申込み締切日 | ④ 申込みする際の注意点 |
| ② 必要書類 | ⑤ 希望する施設の空き状況 |
| ③ 他市区町村からの申込み制限 | |

教育・保育給付認定・利用申請受付

◇子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課に**必要書類**をご提出ください。

- 必要書類**
- ① 11～13ページに記載の書類
 - ② ご希望の保育施設がある市区町村が必要とする書類

利用調整

◇ご希望の保育施設がある市区町村と薩摩川内市の間で協議のうえ、利用調整を行います。なお、市区町村により、住民登録のある方を優先したり、ご希望の事由によって受入れを制限したりするため、市外在住者は利用できない場合があります。

◇転出予定の方の薩摩川内市からのお申し込みは、利用調整を行う市区町村への仮申込みとなりますので、利用の可否にかかわらず、住民票の異動後に、改めて転出先市区町村の保育施設利用調整担当課に教育・保育給付認定の申請および保育施設の利用のお申し込みが必要となります。お手続きをしないと、お申し込みが継続しないことや、内定が取消されることがありますので、ご注意ください。

申請取下げ

◇市外の保育施設を利用する必要がなくなったときは、速やかに「利用申込取下申出書」を子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課へご提出ください。

6 必要書類など (とじこみ書類に不足書類がないかご確認ください)

申込みの際には、次の書類などをご提出ください。

① 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 児童台帳 P46～49

- ◆新規のお申込みのほか、在園している保育施設以外や薩摩川内市以外の保育施設の利用を希望する場合なども、この申請書が必要です。
- ◆利用希望児童が複数の場合、児童ごとに申請書が必要です。

② 保育施設利用等に関する確認事項同意書兼誓約書 P50～51

- ◆内容をよくご確認くださいのうえ、父母それぞれ自筆で記入してください。

③ 保育を必要とする事由を確認するための資料

- ◆12ページをご覧ください。

④ 該当する場合のみ必要となる資料

- ◆13ページをご覧ください。

【注意事項】

- 書類の提出後に、確認事項がある場合など、新たな書類の提出を依頼することがあります。
- ご提出いただいた就労証明書について、就労実態を事業所に確認調査をすることがあります。
- ご提出いただいた書類は一切返却できません。必要がありましたら提出前にコピーをしてください。
- 利用手続きに関して不足書類がある場合は教育・保育給付認定することができず、利用調整することもできないので、利用開始希望月の締切日までに必ずご提出ください。

★保育実施（希望）の最長期間

※小規模・事業所内保育事業所は0～2歳までの施設利用となります。

生年月日	最長保育実施（希望）期間
平成30年4月2日～平成31年4月1日	令和 7年3月末日まで
平成31年4月2日～令和 2年4月1日	令和 8年3月末日まで
令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	令和 9年3月末日まで
令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	令和10年3月末日まで
令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	令和11年3月末日まで
令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	令和12年3月末日まで
令和 6年4月2日～	令和13年3月末日まで

「③保育を必要とする事由を確認するための資料」および認定される必要量、認定期間について

対象者 ◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

保育の必要性の事由	必要書類	保育の必要量	認定期間
月120時間以上 就労 する	・就労証明書※ (復職の場合、復職予定日記載のもの)	保育標準時間	原則として、証明書で届出た就労が続いている間
月48時間以上120時間未満 就労 する(月12日以上就労する場合に限る)	・就労証明書※ (復職の場合、復職予定日記載のもの)	保育短時間	
母親が 出産の前後 である	・母子手帳の写しまたは分娩予定証明書	保育標準時間	出産月の前3か月(出産月を含む)から、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病 にかかる、 負傷 している、または精神・身体に 障害 を負っている	・医師の診断書または意見書 ※療養期間の分かるもの ・障害者手帳などの写し	保育標準時間	完治等により事由が解消するまで
同居の親族(長期入院等を含む)を 常時介護・看護 している	・医師の診断書または意見書 ・状況説明書(被介護者) ※介護の必要性のわかるもの	保護者の必要量に応じて認定	介護・看護を継続している間
震災、風水害、火災等の 災害復旧 に当たっている	・り災証明または状況説明書	保育標準時間	災害復旧に従事している間
継続的に 求職活動 や 起業準備 を行っている	【雇用保険に加入していた場合】 ・離職票 【雇用保険に加入していなかった場合】 ・退職証明書(退職日の明記されたもの)またはハローワークが求職活動を証明した書類 ・求職活動・起業準備状況申請書兼誓約書	保育標準時間	効力発生日(認定日)から90日目を迎える月の末日まで
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に 在学中	・在学証明書 ・カリキュラム	保護者の必要量に応じて認定	卒業(修了)予定日を迎える月の翌月末日まで
育児休業 を取得している(出産前の勤務先に、 出産後再雇用 が決まっている場合も含む) ※現在、保育施設利用中で引き続き利用する場合のみ	・就労証明書(復職予定日記載のもの)	保育標準時間	1歳に達する日以後の最初の3月31日まで

保育標準時間・・・保育時間1日最大11時間(延長保育を除く)。ただし、里・下甑保育園は10時間
保育短時間・・・保育時間1日最大8時間(延長保育を除く)

※就労状況が確認できない場合は別途書類を提出していただくことがあります。

「④該当する場合のみ必要となる資料」について

対象者 ◆申請する児童 ◆父 ◆母 ◆内縁の妻・夫 ◆同居している家族など

対象者の状況	必要書類
利用開始日現在、お子さんや同居の方に障害がある場合	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書などの写し …障害のある方がいる世帯として保育料算定される場合は、必ずご提出ください。
保護者が倒産・整理解雇により失業し、利用希望日時点で離職日の翌月から3か月を経過していない場合	解雇通知・離職票等 …失業理由等を確認できるもの
離婚調停中で配偶者と別居している場合	呼び出し状または事件係属証明書
外国国籍の方で就労ができない在留資格の場合	資格外活動許可証
利用開始日現在、お子さんが父・母と同居していない場合、または保護者が未婚の未成年である場合	祖父母など監護者の、保育を必要とする事由を確認するための書類
令和5年1月1日現在海外に住んでいた場合で、海外での収入がある場合	職場発行の給与証明書または居住国発行の所得課税状況が分かる書類 (日本語に翻訳したものを提出してください) 令和4年1月1日～令和4年12月31日までの証明が必要です。
令和6年1月1日現在海外に住んでいた場合で、海外での収入がある場合	職場発行の給与証明書または居住国発行の所得課税状況が分かる書類 (日本語に翻訳したものを提出してください) 令和5年1月1日～令和5年12月31日までの証明が必要です。

7 保育料・給食費（副食費）

保育料は、3～5歳児（1・2号認定）と市区町村民税非課税世帯及び生活保護世帯の0～2歳児（3号認定）は、無償化となっております。

保育料の算定

◇保育料の金額は、①お子さまの認定区分と②年齢、③扶養義務者の④税額（合計額）をもとに⑤算定します。

① お子さまの認定区分

- ◆3号認定の場合、一部を除き保育の必要量の区分によっても保育料が異なります。

② 年齢

- ◆年度当初（4月1日）現在の年齢により保育料を決定します。年度途中で3号認定から2号認定に変更された場合でも、次の3月31日までは「3号認定」（満3歳未満児）の保育料を適用します。

③ 扶養義務者

- ◆原則として、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。

④ 税額

- ◆施設利用の月に応じて、前年度または当年度の市区町村民税所得割額で決定します。

※国、地方公共団体等への寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。（これらを控除する前の税額から保育料を算定します。）

※前年中に海外での収入があった場合には、海外収入を含めて計算を行います。
※保育料については、税の修正申告をされた場合、階層が変更になることがあります。

⑤ 算定

対象者 ◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

施設利用する月	市区町村民税の該当年度
4月から8月まで	令和5年度（前年度）市区町村民税 例：令和6年4月分保育料 → 令和5年度市区町村民税で算定
9月から翌年3月まで	令和6年度（当年度）市区町村民税 例：令和6年9月分保育料 → 令和6年度市区町村民税で算定

- 令和5年1月1日以前から引き続き薩摩川内市に住民登録されている方については、保育料算定のための市民税の課税状況を市で調査します。
- 所得申告（収入なしも含む）または市民税申告をされていない方は、市役所税務課または甌島振興局又は各支所地域振興課へ申告してください。
- 市区町村民税は、その年の1月1日現在住民登録のあった市区町村で課税されます。保育料算定のため、前市区町村に課税状況の調査を個人番号（マイナンバー）を用いて行いますので、必ず申請書への記入をお願いします。

令和6年度保育料（案）

（令和5年11月1日現在）

① 保育所、認定こども園、地域型保育事業（里・下甌保育園を除く）

3号認定子ども

上段	第1子「徴収基準額」
（下段）	第2子（基準額の半額）

（単位：円・月額）

市町村民税額による世帯の区分	階層	満3歳以上子ども（2号認定子ども）		満3歳未満子ども（3号認定子ども）		
		保育料	給食費（副食費）	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	A	幼児教育・保育の無償化により無料	免除	幼児教育・保育の無償化により無料		
市町村民税非課税世帯	B01					
所得割課税額	48,600円未満世帯（均等割課税で所得割の円も含む）			C01	13,600 （6,800）	13,400 （6,700）
	48,600円以上 57,700円未満世帯			D01'	21,000 （10,500）	20,700 （10,350）
	57,700円以上 97,000円未満世帯			D01	21,000 （10,500）	20,700 （10,350）
	97,000円以上 121,000円未満世帯			D02	27,800 （13,900）	27,400 （13,700）
	121,000円以上 169,000円未満世帯			D03	33,300 （16,650）	32,800 （16,400）
	169,000円以上 301,000円未満世帯			D04	39,600 （19,800）	39,000 （19,500）
	301,000円以上 397,000円未満世帯			D05	44,000 （22,000）	43,300 （21,650）
	397,000円以上世帯			D06	46,800 （23,400）	46,100 （23,050）
				保護者負担		

◆B01階層、C01階層およびD01階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	B01減	幼児教育・保育の無償化により無料	免除	幼児教育・保育の無償化により無料	
48,600円未満世帯（均等割課税で所得割の円も含む）	C01減			6,000 （0）	6,000 （0）
48,600円以上 57,700円未満世帯	D01減'			6,700 （0）	6,700 （0）
57,700円以上 77,101円未満世帯	D01減			6,700 （0）	6,700 （0）

- ※保育料は、4月1日現在の年齢を基準とします。
- ※年度途中で満3歳なった場合でも、次の3月31日までは満3歳未満児（3号認定子ども）の保育料を適用します。
- ※保育料は、教育・保育給付認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。
- ※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。
- ※通園送迎費、食材料費（副食費（おかず代・おやつ代等））、行事費などはこれまでどおり保護者負担となります。
- ※副食費（おかず代・おやつ代等）
2号認定においては、57,700円未満（ひとり親世帯等については、77,101円未満）の世帯の副食費は免除されます（3号認定については保育料に含まれます）。
また、副食費は第3子以降が免除となりますが、副食費における第3子以降とは、小学校就学前の児童から数えて3番目以降の場合を指します。
- ※教育・保育給付認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかることがあります。（延長保育料は無償化の対象とはなりません。）

② 里保育園・下甌保育園

3号認定子ども

上段	第1子「徴収基準額」
下段	第2子（基準額の半額）

(単位：円・月額)

市町村民税額による世帯の区分	階層	満3歳以上子ども (2号認定子ども)		満3歳未満子ども (3号認定子ども)				
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			
生活保護世帯	1	幼児教育・保育の 無償化により無料				幼児教育・保育の 無償化により無料		
市町村民税非課税世帯	2							
所得割課税額	48,600円未満世帯 (均等割課税で所得割0円も含む)					3	8,800 (4,400)	8,600 (4,300)
	48,600円以上 57,700円未満世帯					4'	13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
	57,700円以上 97,000円未満世帯					4	13,600 (6,800)	13,300 (6,650)
	97,000円以上 121,000円未満世帯					5	18,000 (9,000)	17,600 (8,800)
	121,000円以上 169,000円未満世帯					6	21,600 (10,800)	21,100 (10,550)
	169,000円以上 301,000円未満世帯					7	25,700 (12,850)	25,100 (12,550)
	301,000円以上 397,000円未満世帯					8	28,600 (14,300)	27,900 (13,950)
397,000円以上世帯	9					30,400 (15,200)	29,700 (14,850)	

◆2階層、3階層および4階層の世帯で、ひとり親世帯、障害者同居世帯等の場合

市町村民税非課税世帯	減額	幼児教育・ 保育の無償 化により無料	幼児教育・保育の 無償化により無料	
48,600円未満世帯 (均等割課税で所得割0円も含む)	3減		3,500 (0)	3,500 (0)
48,600円以上 57,700円未満世帯	4減'		4,300 (0)	4,300 (0)
57,700円以上 77,101円未満世帯	4減		4,300 (0)	4,300 (0)

- ※保育料は、4月1日現在の年齢を基準とします。
- ※年度途中で3号から2号に認定が変更になった場合でも、次の3月31日までは満3歳未満児（3号認定子ども）の保育料を適用します。
- ※教育・保育給付認定保護者と生計を同じくするきょうだいの年齢にかかわらず、第1子が基準額、第2子が半額、第3子以降が無料です。
- ※保育料とは別に、教材費や行事費など実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。
- ※通園送迎費、食材料費（副食費（おかず代・おやつ代等））、行事費などはこれまでどおり保護者負担となります。
- ※教育・保育給付認定された保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の時間帯を超えて利用する場合は、別途延長保育料がかかることがあります。（延長保育料は無償化の対象とはなりません。）

1号認定子ども

区 分	保育料	給食費 (副食費)
生活保護世帯	幼児教育・保育の 無償化により無料	免除
市区町村民税非課税・均等割額のみ課税世帯		
市区町村民税課税世帯 (77,101円未満の世帯)		
市区町村民税課税世帯 (77,101円以上の世帯)		保護者負担

※副食費（おかず代・おやつ代等）

1号認定においては、77,101円未満（ひとり親世帯等含む）の世帯の副食費は免除されます。

（それ以外はこれまでどおりご利用の施設等に直接お支払いください）

また、副食費は第3子以降が免除となりますが、副食費における第3子以降とは、小学校3年生以下の子どもから数えて3番目以降の場合を指します。

※その他、教材費、行事費など実費徴収や上乗せ徴収する施設があります。

※保育の必要性がある子どもが、預かり保育を利用する場合の利用料は、施設等利用給付認定（新2号（3～5歳児）、新3号認定（満3歳児で市区町村民税非課税世帯））を受けることで、無償化の対象となります。

- ・3歳児以上児の上限月額 11,300円

- ・満3歳児（年度途中で3歳になった子ども）で非課税世帯の上限月額 16,300円
「上限額」と「利用料」と「450円×利用日数の額」を比較して少ない額が対象。
（超過分を施設へ支払うこととなります。）

※年度途中で満3歳の誕生日を迎えるお子様は、次の3月31日までは「満3歳未満児」の扱いとなり、新年度4月から「3歳児」となります。

※子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園の保育料額は、施設で設定します。

施設等利用給付認定（新1号認定）を受けることにより、月額 25,700円を上限として、無償化の対象となります。

給食費（副食費）の免除の可否が変更になる場合があります。

- ◇令和6年度の市区町村民税が令和6年6月に決定することに伴い、令和6年9月からの保育料・給食費（副食費の免除の可否）が変更になる場合があります。変更があった場合の保育料・給食費（副食費の免除の可否）の決定は、8月末までに文書でお知らせします。（通知の時期はあくまで目安であり、変更になる場合があります。）3号認定については保育料に含まれます。

保育料・給食費（副食費）のお支払い先

- ◇保育料のお支払い先は、施設によって異なります。
保育所、里保育園、下甌保育園：薩摩川内市へ
保育所以外の施設：施設へ（お支払の方法などは、各施設にお問い合わせください。）
- ◇副食費が免除とならない世帯については、ご利用の施設等に直接お支払いください。

保育所を利用される方の保育料のお支払い方法

- ◆**口座振替によるお支払いの場合**（※里保育園・下甌保育園を除く。）
 - ◇口座振替日は、毎月25日（ただし土・日曜、祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日）です。
 - ◇保育料の口座振替をご希望の場合は、お持ちの預金口座を取り扱っている金融機関の市内店舗で、「薩摩川内市市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項を記載し、口座届出印を捺印のうえ、直接お申し込みください。
※毎月「25日」までのお申込み分が、翌月の納期分から口座振替になります。
- ◆**納付書によるお支払いの場合**
 - ◇納付書による納期限は、毎月末日（ただし土・日曜、祝日にあたる場合は、翌金融機関営業日が納期限）です。
 - ◇納付書は、毎月中旬に保育所を通じて（市外の保育所在籍の場合は郵送で）お届けしますので、納期限日までにコンビニエンスストア各店舗（里・下甌保育園は除く。）、キャッシュレス決済、薩摩川内市指定金融機関または市役所本庁公金取扱窓口でお支払いください。
※納期限日を過ぎますと、コンビニエンスストア、キャッシュレス決済ではお支払いにできませんのでご注意ください。
- ◆**保育料が未納の場合**
 - ◇納期限を一定期間経過した時点で未納の場合、督促手数料が発生します。
 - ◇保育料を2か月以上滞納されている場合、その未納保育料について子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課でご相談させていただきます。場合によっては、利用している保育所への情報提供や、地方税法の滞納処分の例により滞納処分を行います。

8 保育施設一覧表

(令和5年11月1日現在)

保育所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間
1	川内隣保館保育園	〒895-0022 白和町9番5号	100	23-4798 FAX 25-3956	7:00~19:00
2	隈之城保育園	〒895-0041 隈之城町1434番地	110	22-3619 FAX 22-3119	7:00~19:00
3	永利保育園	〒895-0007 百次町1069番地22	90	22-5620 FAX 22-5617	7:00~19:00
4	清涼保育園	〒899-1922 小倉町605番地3	70	22-2461 FAX 22-2484	7:00~19:00
5	西風園	〒899-1801 西方町2605番地1	20	28-0049 FAX 28-0028	7:00~19:00
6	あさひ保育園	〒895-0003 中村町7126番地2	50	29-2714 FAX 29-2715	7:00~19:00
7	高城保育園	〒895-0211 高城町1445番地	70	30-2920 FAX 30-2937	7:00~19:00
8	育英保育園	〒895-0072 中郷四丁目187番地	120	22-3467 FAX 22-3018	7:00~19:00
9	平佐保育園	〒895-0012 平佐町3879番地2	110	23-2552 FAX 23-2733	7:00~19:00
10	青山保育園	〒895-0044 青山町3586番地4	90	25-3324 FAX 25-3337	7:00~19:00
11	清水丘保育園	〒895-0056 宮里町3048番地9	90	25-4522 FAX 25-4536	7:00~19:00
12	勝目保育園	〒895-0031 勝目町5315番地71	110	20-2243 FAX 20-2768	7:00~19:00
13	共同保育所 ひまわり園	〒895-0072 中郷町5629番地	80	25-1528 FAX 29-3400	7:00~19:00
14	さとのもり保育園	〒895-0005 永利町4134番地1	60	20-8151 FAX 20-8152	7:00~19:00
15	永照寺保育園	〒895-1203 樋脇町市比野2549番地	30	38-0448 FAX 38-0690	7:00~18:30
16	大村保育園	〒895-1501 祁答院町下手3001番地2	30	55-0126 FAX 55-0123	7:00~19:00

認定こども園（幼保連携型・保育所型）

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間
17	せんだい幼稚園	〒895-0012 平佐町3590番地2	50	20-1280 FAX 25-1730	7:00~19:00
18	青山幼稚園	〒895-0044 青山町4194番地	60	20-0775 FAX 20-0171	7:00~19:00
19	のぞみ幼稚園	〒895-0076 大小路町54番16号	105	22-3744 FAX 22-4006	7:00~19:00
20	鹿児島純心大学附属 純心幼稚園	〒895-8515 隈之城町1001番地	70	23-6168 FAX 22-0807	7:00~19:00
21	川内すわこども園	〒895-0061 御陵下町19番5号	165	22-2764 FAX 22-3143	7:00~19:00
22	りぼんこども園	〒895-0011 天辰町1866番地1	70	24-8181 FAX 24-8787	7:00~19:00
23	※保育所型認定こども園 みくにキッズ保育園	〒895-0061 御陵下町11番9号	90	22-3974 FAX 22-3575	7:00~19:00
24	高江こども園	〒895-0131 高江町1875番地	55	27-2225 FAX 27-2225	7:00~19:00
25	川内すわこども園 S E C O N D	〒895-0072 中郷3丁目327-1	90	24-8400 FAX 24-8401	7:00~19:00

認定こども園（幼保連携型・保育所型）

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間
26	さつま川内こども園	〒895-0006 田崎町206番地1	60	29-5101	7:00~19:00
27	せいくんこども園	〒895-0012 平佐町2843番地1	45	20-1123 FAX 24-8100	7:00~19:00
28	愛こども園	〒895-0011 天辰町74 AITOWN天辰集合住宅1階	40	24-8811 FAX 24-8812	7:00~19:00
29	水引こども園	〒899-1921 水引町4795番地	64	26-2124 FAX 26-2128	7:00~19:00
30	すわこども園	〒895-1203 樋脇町市比野550	80	38-1193 FAX 38-1468	7:00~19:00
31	善福寺こども園	〒895-1202 樋脇町塔之原1177番地	50	37-2103 FAX 48-2738	7:00~19:00
32	びぼあ	〒895-1401 入来町副田6046番地25	60	44-4381 FAX 44-4568	7:00~19:30
33	入来こども園	〒895-1402 入来町浦之名7517番地3	30	44-2391 FAX 44-2526	7:00~19:00
34	若あゆこども園	〒895-1106 東郷町斧淵4490番地1	80	42-1106 FAX 42-0718	7:00~19:00
35	なかよしこども園	〒895-1502 祁答院町藺牟田295番地1	50	56-0033 FAX 56-0037	7:00~19:00

※定員は、2号認定子どもと3号認定子どものそれぞれの定員の合計です。

地域型保育事業

◆小規模保育事業所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間	連携施設
36	大王児園	〒895-0062 大王町3番1号	19	22-3857 FAX 22-3957	7:00~19:00	青山幼稚園 のぞみ幼稚園
37	中郷保育園	〒895-0072 中郷四丁目28番地1	12	20-7288 FAX 20-7288	7:00~19:00 (注1)	青山幼稚園 せいくんこども園
38	のびのびっこ 保育園	〒895-0072 中郷四丁目95番地	19	22-8096 FAX 22-8096	7:00~20:00 (注2)	共同保育所 ひまわり園
39	チャイルドルーム ・ マミィ	〒895-0074 原田町28番16号	12	29-3288 FAX 24-5777	7:00~19:00	さとのもり保育園
40	さくらんぼ保育園	〒895-0072 中郷四丁目211番地	19	22-0377 FAX 22-0377	7:00~19:00	共同保育所 ひまわり園
41	せんだい 中央保育園	〒895-0012 平佐一丁目111番地	12	23-5700 FAX 23-5700	7:00~19:00	青山幼稚園 せいくんこども園

(注1)…土曜は7:00~18:30

(注2)…平日の19:00~20:00は要相談、土曜:7:00~19:00、日祝日:8:00~19:00(要予約)

◆事業所内保育事業所

番号	保育施設名	所在地	定員※	電話	開所時間	連携施設
42	ちゅうりっぷ園	〒895-0005 永利町400番地2	60	20-5770 FAX 24-0006	7:00~19:00	—
43	大樟保育園	〒895-0061 御陵下町11番5号	12	22-3974 FAX 22-3575	7:30~19:00	みくに幼稚園 みくにキッズ保育園

※定員は、従業員枠と地域枠のそれぞれの定員を合計したものです。

※大樟保育園の0歳児は「従業員枠」のみの受入となります。

◆へき地保育所

番号	保育施設名	所在地	定員	電話	開所時間
44	里保育園	〒896-1101 里町里1900番地2	19	(09969)3-2145 FAX (09969)3-2170	8:00~18:00
45	下甌保育園	〒896-1521 下甌町青瀬382番地	19	(09969)5-1117 FAX (09969)5-1117	8:00~18:00

9 保育施設要覧

(令和5年11月1日現在)

1 川内隣保館保育園	設置者	社会福祉法人 藤花精舎		施設長名	押野 慶 明	
	所在地	薩摩川内市白和町9番5号		電話番号	0996-23-4798	
	定員	100名		開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士11名・非常勤保育士7名・ 栄養士1名・調理員3名・事務その他3名		保育標準時間	7:00~18:00	
				保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	延長保育料、体操服・帽子、園児服、副食費等		父母の会	無	
保育方針	<p>(おやくそく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたくしたちは みほとけさま をおがみます ・わたくしたちは いつも ありがとう といえます ・わたくしたちは おはなし をよくききます ・わたくしたちは みんな なかよく いたします <p>お約束をもとに、日々の保育を大切にし、子ども一人ひとりの成長を喜べる保育園(者)でありたいと思います。楽しく遊んで、たくさん食べて「また明日ね」と笑顔で降園する子どもたちの姿がいっぱい見られる、そして保護者にとって安心して預けられる保育園をめざしています。</p>	<p>主な年間行事(保育内容)</p>	<p>4月 入園式・花まつり 11月 観劇・遠足・芋ほり</p> <p>5月 夏野菜の苗植え 健康診断(内科・歯科)</p> <p>6月 保育参観・内科検診 12月 お遊戯発表会</p> <p>芋の苗植え 子ども報恩会</p> <p>7月 運動会・プール遊び もちつき会</p> <p>8月 お楽しみ会(5歳児) 2月 園外保育</p> <p>9月 絵画指導 お店屋さんごっこ</p> <p>10月 作品展 3月 お別れ会・卒園式</p> <p>毎月 誕生会(保護者招待)、避難訓練、幼児体育</p> <p>その他 交通安全教室(年2回)</p> <p>訪問歯科指導(年2回)</p>			

2 隈之城保育園	設置者	社会福祉法人 隈之城福祉協会		施設長名	上 梶 久 伸	
	所在地	薩摩川内市隈之城町1434番地		電話番号	0996-22-3619	
	定員	110名		開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士14名・非常勤保育士5名・看護 師1名・調理員5名・事務その他2名		保育標準時間	7:00~18:00	
				保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	延長保育料、副食費、体操服、帽子、 遊び着等		父母の会	有(会費300円/月)	
保育方針	<p>「なかよく がんばる すなおな子」を目標に、共に 笑い、共に喜び合い、共に育ち合う子ども、保護者そし て保育者を目指して主に4つの保育に日々取り組んで います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きる力の育ち…個性を發揮し、未来を切り拓いて いく力 2. マーチングの育ち…五感を刺激し、感受性豊かな表 現力と仲間づくり 3. 食の育ち…野菜作りとクッキングを通して、命の大 切さ、食のマナー、健康的な体力づくり 4. 体力の育ち…各年齢に応じた体幹づくり 	<p>主な年間行事(保育内容)</p>	<p>4月 入園式・子どもの日の集い 11月 芋堀り</p> <p>5月 芋植え・春の遠足・ 12月 おゆうぎ会・地域施設訪問</p> <p>お泊り保育 クリスマス会・もちつき大会</p> <p>6月 保育参加 保育参加</p> <p>7月 保育参加・プール遊び夕涼み会 2月 豆まき・保育参加</p> <p>9月 運動会 3月 ひな祭り・お別れ会・卒園式</p> <p>10月 秋の遠足・炊出し訓練</p> <p>*毎 月：お誕生会・体育保育・リトミック・避難訓練</p> <p>*随 時：園外保育・クッキング・絵本のひろば・マーチング 体力づくり・リズム体操・地域行事参加</p>			

3 永利保育園	設置者	社会福祉法人 永利福祉協会		施設長名	丸 山 博 三	
	所在地	薩摩川内市百次町1069番地22		電話番号	0996-22-5620	
	定員	90名		開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士4名・看護師1名・保育 補助員3名・栄養士1名・調理員4名・事務その他2名		保育標準時間	7:00~18:00	
				保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	延長保育料、給食(副食)費、園児服、 体操服、帽子等		父母の会	有(会費300円/月)	
保育方針	<p>保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・礼儀正しく明るい子 ・元気で仲良く遊べる子 <p>保健的で安心できる環境の中、いろいろな 行事遊びを体験し、健康な体、感性豊かな心、 思いやりの心、がまん強い心、がんばる心が 育つように努めます。</p> <p>☆広い園庭でのびのびと遊びます。</p>	<p>主な年間行事(保育内容)</p>	<p>9月 祖父母交流会</p> <p>4月 入園式 10月 敬老大運動会・健康診断</p> <p>5月 健康診断 11月 地区コミュニティ祭り・芋堀り</p> <p>6月 創立記念日・歯科検診 親子一日遠足</p> <p>保育参観・施設訪問 12月 生活発表会・クリスマス会</p> <p>7月 七夕(祖父母交流) 1月 お店屋さんごっこ</p> <p>プール遊び・夏祭り(地域) 2月 節分(豆まき)・保育参観(年長児)</p> <p>8月 夕涼み会 引き渡し訓練</p> <p>3月 ひな祭り・卒園式</p> <p>毎月～誕生会・避難訓練・英語教室・体育教室・絵画の日</p> <p>工作の日・随時～土作り・野菜植え・クッキング・交通安全教室</p> <p>訪問歯科指導</p>			

4 清涼保育園	設置者	社会福祉法人 川内ハチス福祉会	施設長名	加藤 智子	
	所在地	薩摩川内市小倉町605番地3	電話番号	0996-22-2461	
	定員	70名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士11名・非常勤保育士12名・ 栄養士1名・調理員3名・事務その他3名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	延長保育料、副食費、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費250円/月)	
保育方針	浄土真宗の教えを拠り所とした「まことの保育」を保育指針として、心の優しい感受性豊かな子どもを育てることを目標としています。 ・仏さまに手を合わす子ども ・ありがとうといえる、心豊かな子ども ・お話をよく聞き、創造し、表現する子ども ・なかよくし、仲間と共に育ち合う子ども ・いのちの大切さを感じられる子ども	主な年間行事(保育内容)	4月入園式・花まつり 11月お遊戯会 5月遠足 子ども報恩講 6月保育参観・プール開き 12月餅つき大会 7月七夕の集い 1月凧あげ 8月お泊まり保育(年長児) お店屋さんごっこ 9月運動会 2月レストランごっこ 10月親子遠足 3月お別れ会・卒園式 ・誕生会・体操教室・避難訓練・交通安全教室		

5 西風園	設置者	社会福祉法人 西方福祉協会	施設長名	中野 希美	
	所在地	薩摩川内市西方町2605番地1	電話番号	0996-28-0049	
	定員	20名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士2名・非常勤保育士5名・ 栄養士兼調理員1名・非常勤調理員1名・ 事務その他1名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	8:30~16:30	
	その他経費	副食費、延長保育料、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費400円/月)	
保育方針	「身体はよりたくましく、心はよりやさしく」 ★給食に無添加調味料を使用。また、週2回の玄米給食(2歳以上)を行っています。 ★年齢の異なる子どもたちが一緒に過ごすことで、自然に相手を思いやる気持ちをはぐくみます。(異年齢児の合同保育) ★西方海岸に近く、園外保育が充実! (夏は海水浴、春・秋・冬は田畑や山をお散歩) ★地域と共に子どもの育ちを見守ります。	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式・進級式 11月 親子遠足・西方まるごと祭り 5月 遠足・健康診断(内科)・芋の苗植え 健康診断(内科) 6月 保育参観・育児講座・歯科検診 12月 おゆうぎ会・クリスマス会・餅つき 7月 海水浴・お泊り保育・引き渡し訓練 1月 初詣・たこあげ・焼き芋 8月 海水浴(保育参加)・七夕祭り マラソン大会 そうめん流し・総合訓練 2月 豆まき・卒園クッキング 10月 運動会(地区合同)・芋ほり 総合訓練 3月 ひなまつり・お別れ遠足・卒園式 ※その他 お誕生会・体操教室・和太鼓・避難訓練・高齢者との交流保育(老人ホーム訪問等)・交通安全教室		

6 あさひ保育園	設置者	社会福祉法人 川内東福祉協会	施設長名	竹原 美智子	
	所在地	薩摩川内市中村町7126番地2	電話番号	0996-29-2714	
	定員	50名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士8名・非常勤保育士7名 栄養士1名・調理員1名・事務その他1名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	延長保育料、副食費等、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費200円/月・世帯)	
保育方針	○みんなと仲良く生きる力を育てる。 ○心身ともに健康な子どもを育てる。 ○自主性を持って頑張る子どもを育てる。 少人数の特性を活かし職員全体で連携をとりながら、子どもたち一人ひとりの育ちを大切にしたい保育を実践。 ★子どもたちを通して、職員と保護者が共に育ち合える保育園でありたいと思います。	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式 12月 おゆうぎ会・クリスマス会 6月 がらっぱまつり 1月 育児講座・世代間交流 7月 保育参観・お楽しみ会 2月 劇団公演鑑賞 9月 運動会 豆まき保育参観 10月 施設訪問・祖父母いっしょ会・親子バス遠足 3月 お別れ遠足・卒園式 *毎月実施 避難訓練・お誕生会・体操教室・えいご教室 *給食に胚芽米・無添加調味料使用		

7 高城保育園	設置者	社会福祉法人 高城福祉協会	施設長名	内野 久子	
	所在地	薩摩川内市高城町1445番地	電話番号	0996-30-2920	
	定員	70名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士8名・非常勤保育士8名・非常勤看護師1名・栄養士2名・調理員3名・子育て支援員2名・その他2名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	8:30~16:30	
	その他経費	延長保育料、副食費等、遊び着、体操服、帽子等	父母の会	有(会費350円/月)	
保育方針	豊かな心と健康な身体をもった子どもを育てる ○思いやりのある子 ○素直で積極的な子 ○何でもよく食べ、たくましい子 ○友達と仲良く元気に遊べる子 一人一人の心豊かなたくましい育ちを願い、「子どもの仕事は遊び」を重点にいろいろな体験保育を実施します。	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式 5月 親子遠足 7月 七夕会・おたのしみ会 9月 スポーツフェア 10月 親子遠足 11月 校区文化祭(世代間)との交流 12月 お遊戯会・施設訪問 餅つき会 3月 卒園式・お別れ遠足 毎月 避難訓練・誕生会 *プログラミング教室(年3回) *わらべ歌(年4回) *川遊び *体育教室(年12回) *小学生との保育体験交流 *英語であそぼう(年12回)		

8 育英保育園	設置者	社会福祉法人 育英福祉会	施設長名	梶 園 絵	
	所在地	薩摩川内市中郷四丁目187番地	電話番号	0996-22-3467	
	定員	120名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士14名・非常勤保育士9名・栄養士1名・調理員3名・看護師1名・事務その他3名・支援センター2名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	給食費、延長保育料、園児服、体操服、帽子等	父母の会	有(会費300円/月)	
保育方針	○がまん強い子 ○がんばる子 ○思いやりのある子 地域の方々に温かく見守られながら、広い園庭でのびのびと遊び、健やかな体と心を育てます。 みんなで一緒に楽しみながら子育てを!!	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式 5月 親子遠足 6月 保育参観・バケツ田んぼ 7月~8月 プール遊び・お楽しみ会・校区夏祭り参加 9月 祖父母参観 10月 運動会・長寿会との交流会 11月 校区文化祭参加・芋掘り 12月 お遊戯会・クリスマス会 もちつき・施設慰問 1月 お店屋さんごっこ 2月 豆まき・人形劇鑑賞・ミニコンサート 3月 ひなまつり・お別れ遠足 お別れ会・卒園式 ※毎月 誕生会・避難訓練・幼児体育教室・空手教室・習字教室・英語教室		

9 平佐保育園	設置者	社会福祉法人 平佐福祉会	施設長名	赤石 明 仁	
	所在地	薩摩川内市平佐町3879番地2	電話番号	0996-23-2552	
	定員	110名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士11名・非常勤保育士11名・栄養士1名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	延長保育料、給食費、園児服(制服)、体操服および帽子等	父母の会	有(会費400円/月)	
保育方針	○温もりのある家庭的な保育を目指し、生き生きと安心して生活できる環境、心の通い合う絆を大切に、豊かな心、安定した雰囲気の中で「明るく 素直で 元気な子」を育てます。 ○感謝、礼儀、自立、思いやり、友愛の基本的精神を培い、和太鼓を通して規律、体力づくり、協調性、成就感を養う。地域との交流、豊かな体験を通し感性や創造性を培い『たくましく生きる力』を育みます。	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式 5月 一日遠足・健康診断・世代間交流 6月 保育参観・育児講座・歯科検診 7月~8月 プール遊び・お泊まり保育・絵紙交流 9月 祖父母参観 10月 運動会・秋の遠足・地域との交流(和太鼓鑑賞) 11月 保育自由参観・健康診断・世代間交流 12月 お遊戯会・老人福祉施設慰問・クリスマス会 1月 風あげ・世界の留学生との交流会 2月 豆まき・引き渡し訓練 3月 ひなまつり・お別れ会・お別れ遠足・卒園式 ★毎月 誕生会・避難訓練・身体計測 ★専門講師指導 リトミック・体操・リズム・華道		

10 青山保育園	設置者	社会福祉法人 限之城福祉協会	施設長名	岩 月 優 子
	所在地	薩摩川内市青山町3586番地4	電話番号	0996-25-3324
	定員	90名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士14名・非常勤保育士4名・調理員8名・子育て支援員2名・看護師1名・事務その他2名	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	8:30~16:30
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子等、副食費	父母の会	有(会費400円/月)
保育方針	<p>「あかるく がんばる すなおな子」を保育の目標に。 ☆ 食べる (食を楽しむクッキング・野菜作り) ☆ あそぶ (自然の中で体力づくり・友だちづくり) ☆ 考える (感動体験(和太鼓他)・学ぶ楽しさ) 明るく安心できる環境、地域の見守りの中で、豊かな心と元気いっぱい逞しく生きる力、自立に向けた基盤作り、子育て支援に努めます。 ★子どもから学び、一緒に子育てを楽しみましょう!!</p>	<p>主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)</p>	<p>4~5月 入園式・子どもの日の集い・健康診断・春の遠足 6~9月 お泊り保育(年長) 歯の衛生指導・プール・運動会・夕涼み会 10~11月 親子バス遠足・長寿会交流・お遊戯会 12~1月 クリスマス会・餅つき・たこあげ大会 2~3月 豆まき大会・ひなまつり・卒園式・お茶会(年長児) ★毎月: 誕生会・避難訓練・体育あそび・英語であそぼう・中国語あそび・お茶のおけいこ(年長児)・防犯訓練・リトミック ★随時: 絵本の読み聞かせ・子どもクッキング・和太鼓・サッカー教室・保育参加・交通安全教室・訪問歯科指導</p>	

11 清水丘保育園	設置者	社会福祉法人 ひまわり会	施設長名	片 岡 昭 子
	所在地	薩摩川内市宮里町3048番地9	電話番号	0996-25-4522
	定員	90名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士21名・非常勤保育士4名・栄養士2名・調理員3名・事務その他7名	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	9:00~17:00
	その他経費	延長保育料、体操服(2歳以上)、帽子、通園カバン、給食費等	父母の会	有(会費350円/月)
保育方針	<p><u>のびのび遊んで ゆっくり育つ</u> そんな場所にしたいと職員一同願っています。 子どもたちの心・気持ちを一番大切に、 ○子どもと一緒に生きる、子どもと一緒に学んでいく ○急がせない、ゆっくり育つを見守り、思いやりを育む ○遊ぶこと、食べること、寝ることすべてに意欲的に取り組める子になれるように</p>	<p>主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)</p>	<p>4月 入園式 11月 芋掘り・親子一日遠足 5月 家庭訪問 12月 お遊戯会 6月 田植え・芋植え もちつき大会 7月 夏祭り 2月 豆まき・絵画展 8月 お泊り保育 3月 お別れ遠足・卒園式 10月 稲刈り・運動会・カレーパーティー 毎月: 誕生会・避難訓練・リズム体操・幼児体育 年6回おはなし会 年2回交通安全教室 年1回3, 4, 5歳保育参加</p>	

12 勝目保育園	設置者	社会福祉法人 限之城福祉協会	施設長名	鈴 木 清 美
	所在地	薩摩川内市勝目町5315番地71	電話番号	0996-20-2243
	定員	110名	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士15名・非常勤保育士12名・看護師1名・調理員5名・事務員1名・支援員2名	保育標準時間	7:00~18:00
			保育短時間	8:30~16:30
	その他経費	延長保育料、体操服、遊び着、帽子等、副食費	父母の会	有(会費300円/月)
保育方針	<p>○勝目保育園の保育方針 「共に育つ子ども・親・保育者」 1 自然体験のもとで創造性を発揮させ、おおらかで感性豊かな人間性を育む。 2 地域との交流及び家庭との連携のもと、社会生活の基礎を育む。 3 健康と安全を基本に、生きていくための基礎力を育む。 ○勝目保育園の保育目標 あかるく・・・いつも笑顔で、友達と仲良くできる子どもを育てる。 げんきで・・・心や体が元気で、何事にも挑戦する子どもを育てる。 がんばる子・・・ルールを守り、最後まであきらめない子どもを育てる。</p>	<p>主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)</p>	<p>4月 入園式・こどもの日の集い 12月 お遊戯会・餅つき大会 5月 芋植え・お泊り保育 親子陶芸 6月 親子ふれあいバス遠足 1月 親子クッキング 7月 夏まつり・保育参加~2月 2月 節分 8月 親子クッキング 3月 ひな祭り・お別れ遠足・卒園式 9月 運動会・ふれあいの日(祖父 毎月: 誕生会・避難訓練・ 母) リトミック・幼児体操・ 10月 秋の一日遠足 キッズダンス・パペットキッズ 11月 芋掘り 随時絵本の読み聞かせ</p>	

13 共同保育所ひまわり園	設置者	社会福祉法人 麦の芽福祉会	施設長名	愛 甲 明 実	
	所在地	薩摩川内市中郷町5629番地	電話番号	0996-25-1528	
	定員	80名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士12名・非常勤保育士9名・栄養士1名・調理員4名・園長副園長主任各1名・事務その他3名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	延長保育料、散歩用帽子、給食費等	父母の会	有(会費300円/月)	
保育方針	<p>1.子どもの持っている力(個性・可能性)を、引き出していく保育。</p> <p>2.子ども同士の関わりあい、育ちあいを豊かに広げていく保育。</p> <p>3.自然と親しみ、自然と遊び自然との一体感を大切にしたい保育。</p> <p>4.手仕事、労働を生活の中に取り入れ、生きることに繋げていく保育。</p> <p>○子どもたちが一日遊び暮らすことができることを保障しながら、お互いを認め合い、信じあいながら育ちあっていく集団作りをめざします。</p> <p>○「安心の子育て」を支援します。</p>	<p>主な年間行事(保育内容)</p> <p>4月 入園式 5月 芋植え 7月 お泊まり保育 8月 夕涼み会 10月 運動会・芋掘り</p> <p>11月 秋の遠足・もちつき 12月 クリスマス会 2月 節分豆まき 3月 お別れ遠足・卒園式</p> <p>※健康診断年2回・歯科検診年1回・保育参加年1回 ※誕生会、避難訓練は定例 その他、子育て講座、発達相談をしています。</p>			

14 さとのもり保育園	設置者	社会福祉法人 愛育会	施設長名	宮 後 博 行	
	所在地	薩摩川内市永利町4134番地1	電話番号	0996-20-8151	
	定員	60名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士16名・非常勤保育士5名・准看護師2名・栄養士1名・調理員2名・事務その他3名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	給食費(2号)、延長保育料、体操服、帽子等	父母の会	有(会費300円/月)	
保育方針	<p>・何でも やってみよう!(意欲)</p> <p>・土と水とおひさまはお友だち(自然)</p> <p>・じぶんでできるよ じぶんできめるよ(自立) (自律)</p> <p>この3つを毎日の暮らしの中で身につけながら、大きいおうちのような保育園をめざします。</p>	<p>主な年間行事(保育内容)</p> <p>春 入園式・芋植え・保育参観・梅干し作り・田植え 夏 七夕まつり・プール遊び・お泊まり保育・そうめん流し(卒園児の集い) 秋 運動会・芋掘り・焼芋大会・一日遠足・味噌作り 冬 発表会・クリスマス会・もちつき 節分・さとのもり絵画展・卒園式</p> <p>毎月:誕生会・避難訓練・体育教室・保育参観・療育指導・完全給食(月1回弁当の日)</p>			

15 永照寺保育園	設置者	宗教法人 永照寺	施設長名	村 上 孝 昭	
	所在地	薩摩川内市樋脇町市比野2549番地	電話番号	0996-38-0448	
	定員	30名	開所時間	7:00~18:30	
	職員の状況	常勤保育士6名・非常勤保育士3名・調理員2名・その他1名	保育標準時間	7:30~18:30	
			保育短時間	8:30~16:30	
	その他経費	延長保育料、給食費等、園児服、体操服、帽子 他	父母の会	有(会費300円/月)	
保育方針	<p>〈保育方針〉 保護者と保育園が力を合わせ子どもの心身ともに健やかな成長を見守る。</p> <p>〈保育目標〉 ・家庭との連絡を密にし、基本的な生活習慣が身につくよう配慮し、計画を立てる。 ・子どもが安心して、園生活を送れるように環境(人、物)の充実を目指す。 ・遊びを通して育ち、学び、生き抜く力を養う。</p>	<p>主な年間行事(保育内容)</p> <p>4月 入園式・花祭り 7月 盆踊り大会 8月 お泊まり保育 9月 運動会・おまねき会</p> <p>11月 報恩講 12月 おゆうぎ会 3月 お別れ会 卒園式</p> <p>保育参観(年2回) 仏 参(月1回) 一日遠足(年2回) お誕生会(年6回)</p>			

16 大村保育園	設置者	社会福祉法人 大村福祉会	施設長名	北 畠 憲 明	
	所在地	薩摩川内市祁答院町下手3001番地 2	電話番号	0996-55-0126	
	定員	30名	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育士4名・非常勤保育士7名・保育補助1名・栄養士1名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	9:00~17:00	
	その他経費	給食費等、延長保育料、体操服、帽子他	父母の会	有(会費250円/月)	
保育方針	<p>★豊かな自然環境の元で情操教育を育み心身の調和的発達を図り、ひとりひとりの幼児が幸せな生活のできるいしづえをきずく。</p> <p>★まことの保育「命の尊さ、生き合うことの尊さを知る心を育てよう」を、保育の方針としています。</p>	主な年間行事(保育内容)	<p>春 入園進級式・花祭り</p> <p>夏 夕涼み会・盆踊り・七夕</p> <p>秋 運動会・敬老のつどい・遠足</p> <p>冬 お遊戯会・餅つきクッキング・節分豆まき お別れ遠足・雛祭り・卒園式</p> <p>★年間を通して 異年齢児交流保育・赤十字奉仕活動・スポーツ教室(専門講師月1回)・英会話教室(専門講師月1回)・お誕生会・避難訓練・移動図書 ★浄土真宗の教えに基づいた仏参を行います。</p>		

17 せんだい幼稚園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	学校法人 押野学園	施設長名	田 原 慎 也	
	所在地	薩摩川内市平佐町3590番地 2	電話番号	0996-20-1280	
	定員	50名[2号・3号]、210名[1号]	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育教諭34名・非常勤保育教諭14名・保育補助7名・栄養士・調理8名・他10名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	8:00~16:00	
	その他経費	給食費、延長保育料、特定負担額、個人教材費、制服・体操服等	父母の会	無	
保育方針	<p>本園では、こどもの意欲と主体性を大切に、あそびを通してこども一人ひとりの個性に応じた発達を支援していきます。こども達が「明日も行きたい!」と思える教育・保育をおこない、豊かな自然環境の中での保育を通して、考える・協力する・思いやる気持ちなどの育ちを援助します。</p> <p>★随時、園見学をお受けします。園の方針や費用等、申込前に必ずご確認ください。</p>	主な年間行事(保育内容)	<p>4月 入園式 10月 芋掘り</p> <p>5月 親子遠足 11月 稲刈り</p> <p>6月 運動会・田植え 12月 保育発表会・もちつき</p> <p>7月 お泊まり保育 1月 リレー大会</p> <p>8月 夏祭り 2月 なわとび大会</p> <p>9月 遠足 3月 お別れ会・卒園式</p> <p>*お誕生会、避難訓練は毎月行います。 *浄土真宗のみ教えに基づいた仏参を定期的に行います。</p>		

18 青山幼稚園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	学校法人 石原学園	施設長名	島 谷 晶 子	
	所在地	薩摩川内市青山町4194番地	電話番号	0996-20-0775	
	定員	60名[2号・3号]、120名[1号]	開所時間	7:00~19:00	
	職員の状況	常勤保育教諭23名・非常勤保育教諭19名・栄養士2名・調理員4名・事務その他6名	保育標準時間	7:00~18:00	
			保育短時間	8:30~16:30	
	その他経費	預かり保育料、体操服、体操帽子、個人専用教材費、行事参加費(満3歳以上)、副食費等	父母の会	無	
保育方針	<p>「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 <p>を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、認定こども園教育・保育要領に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。</p>	主な年間行事(保育内容)	<p>1学期 入園式・遠足・参観日・七夕・プール遊び・夏祭り</p> <p>2学期 綱引き大会・運動会・おかいものごっこ・動物園遠足(年長児)・お餅つき大会・お遊戯会</p> <p>3学期 知能テスト(年長児)・買い物体験(年長児)・節分の行事・就学前個人面接(希望者)・音楽発表会・卒園式</p> <p>毎月の行事 お誕生会・避難訓練</p>		

19 のぞみ幼稚園 〔幼保連携型認定こども園〕	設置者	学校法人 西薩キリスト教学園	施設長名	日下部 遣志	
	所在地	薩摩川内市大小路町54番16号	電話番号	0996-22-3744	
	定員	105名[2号・3号]、45名[1号]	開所時間	7:00～19:00	
	職員の状況	常勤保育教諭19名・非常勤保育教諭9名・栄養士2名・調理師3名・看護師保育補助員8名、事務その他5名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	8:00～16:00	
その他経費	延長保育料、帽子、給食費、行事費 体操服(3歳児以上)、個人教材費、 施設費(1,000円/月)など	父母の会	有(会費500円/月・世帯)		
保育方針	「知る」ことよりも「感じる」ことが大切な乳幼児期にふさわしい愛と希望と自由があふれる保育環境・子育て環境を保護者と共につくりあげていきます。 ○ひとりひとりの主体性を尊重する ○子どもと愛をわかちあう ○あそびを中心とする ○目に見えないものを大切にす	主な年間行事(保育内容)	春：入園式・親子遠足・ふれあい参観 夏：プールあそび・川あそび・海あそび・そうめん流し お泊まり保育 秋：敬老参観・運動会・秋の遠足・いもほり・収穫感謝 冬：クリスマス祝会・もちつき・積み木参観 おわかれ発表会・卒園式 ※年間を通して：さんぽ、どろんこあそび・料理・創作・劇あそび・リトミック・おはなしの時間など ※0、1、2歳は新園舎で育児担当制で保育します。 上記の年間行事は、3、4、5歳児のみの行事もあります。		

20 鹿児島純心大学附属純心幼稚園 〔幼保連携型認定こども園〕	設置者	学校法人 鹿児島純心女子学園	施設長名	池田 洋子	
	所在地	薩摩川内市隈之城町1001番地	電話番号	0996-23-6168	
	定員	70名[2号・3号]、160名[1号]	開所時間	7:00～19:00	
	職員の状況	常勤保育教諭18名・非常勤保育教諭18名・栄養士2名・調理員3名・事務その他5名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	8:30～16:30	
その他経費	延長保育料、体操服、制服、帽子、 教育充実費、給食費(1・2号)	父母の会	有(会費600円/月)		
保育方針	教育の目標 神様にも人々にも喜ばれる人を育てます ○カトリックの愛に基づいた人間教育 ○いのちの尊さを知る ○人間形成の基礎を培う ○自立(自律)へ向う心を正しく導く	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式 5月 親子遠足・聖母行列 6月 保育参観 7月 スイカわり 8月 スペシャルデー 9月 運動会 10月 芋ほり 11月 七五三 12月 クリスマス会 1月 もちつき 2月 節分 3月 お茶会・卒園式 *モンテッソーリ教育方法を導入しています。 *毎週、体操教室を入れています。 *避難訓練、誕生会、交通教室は定例		

21 川内すわこども園 〔幼保連携型認定こども園〕	設置者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施設長名	帯田 康子	
	所在地	薩摩川内市御陵下町19番5号	電話番号	0996-22-2764	
	定員	165名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00	
	職員の状況	保育教諭43名・看護師4名・管理栄養士1名・栄養士2名・子育て支援員6名・調理員4名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	8:30～16:30	
その他経費	預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽子代、教材費、送迎費(1号)、給食費(1・2号)等	父母の会	有(一子目300円・二子目から200円)		
保育方針	大切にしたいのは“子どもの主体性” (4つの保育方針) 基本方針① “一人ひとり”が輝く保育 基本方針② “豊かな環境”を通して行う保育 基本方針③ “人との関わり”を大切にす保育 基本方針④ “健康で安全”な保育 保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びこむ子ども」の育成を目指します。	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式・保護者総会 5月 親子バス遠足(動物園) 7月 七夕祭り 8月 お泊まりキャンプ(5歳児) 9月 お月見会&お楽しみ会 10月 コミュニティフェスタ in 可愛 12月 クリスマス発表会 2月 節分豆まき 3月 ひな祭り 卒園式 ※毎月行事 誕生会、避難訓練、交通教室等々 ※延長保育・一時預かり・地域子育て支援・放課後児童クラブ・病児・病後児保育も行っています。		

22 りぼんこども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 岡野会	施設長名	岡野 龍 信	
	所在地	薩摩川内市天辰町1866番地1	電話番号	0996-24-8181	
	定員	70名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00	
	職員の状況	常勤保育教諭16名・非常勤保育教諭5名・管理栄養士2名・調理師2名・事務その他2名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	9:00～17:00	
その他経費	延長保育料、体操服、帽子、給食費(3歳以上)、預かり保育料(1号)	父母の会	無		
保育方針	<p>○子ども一人一人が生まれて良かった、生きてよかった(自己肯定感)の思いを育てる</p> <p>○生きる力を育てる</p> <p>○親を愛し、家族を愛し、人をも慈しむ優しさを育てる</p> <p>○職員・子供・保護者全員の慶びと温もりを育てる</p>	<p>主な年間行事(保育内容)</p> <p>春 入園・進級式・花まつり・遠足</p> <p>夏 七夕・プール遊び・なつまつり</p> <p>秋 運動会・保育参観</p> <p>冬 お遊戯会・お別れ会・卒園修了式</p> <p>[毎月の行事]</p> <p>避難訓練・誕生会・身体測定・内科健診(年2回)</p> <p>・歯科健診(年1回)・ダンス、スポーツ(月2回、専門講師による)・交通安全教室</p>			

23 みくにキッズ保育園 【保育所型認定こども園】	設置者	学校法人 新田学園	施設長名	種子田 香代	
	所在地	薩摩川内市御陵下町11番9号	電話番号	0996-22-3974	
	定員	90名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00	
	職員の状況	常勤保育士14名・非常勤保育士3名・幼稚園教諭1名・子育て支援員3名・調理師4名・事務その他6名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	7:00～15:00	
その他経費	カラー帽子(3歳児以上)、体操服代(2歳児以上)、用品代、延長保育料、主食費500円(2号)、副食費5,000円(2号)、預かり保育料(1号)、給食・食材費4,000円(1号)	父母の会	無		
保育方針	<p>(保育理念)</p> <p>園児が将来、円満なる社会人となり得る能力と体力と品性の芽生えを培うことを目的に、神社神道の基本的な精神である、清く・正しく・明るく・素直な子どもたちを育成することを保育理念としております。</p> <p>(特長)</p> <p>新田神社の豊かな自然の中での運動あそび等による「動」の保育と、量で行うお作法や神社行事に参加する「静」の保育を融合しながら、自ら考え、自ら気づき、自ら行動することを尊重し、結果だけでなく「過程」を重視することで、社会性や様、自信を養います。</p>	<p>主な年間行事(保育内容)</p> <p>4月 入園式 11月 七五三詣り</p> <p>6月 御田植祭(年長) 12月 餅つき・おゆうぎ会(未満児)</p> <p>7月 夕涼み会(夏越祭) 1月 お遊戯会(以上児)</p> <p>お泊まり保育(年長) 2月 節分豆まき</p> <p>10月 運動会(3歳児以上) 3月 親子遠足(年長)</p> <p>未満児保育参観(0・1・2歳) お茶会(年長)</p> <p>稲刈り(年長) 卒園式・お別れ会食</p> <p>毎月2歳児以上は、新田神社の3・2・2段の階段をあがり神社参拝をいたします。また隔月にお誕生会兼保育参観・8月に川遊び・11月にはLaq博士と年長児の交流があります。行事への保護者お手伝いは分担・募集制です。</p>			

24 高江こども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 高江町福祉会	施設長名	成松 まつみ	
	所在地	薩摩川内市高江町1875番地	電話番号	0996-27-2225	
	定員	55名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00	
	職員の状況	保育教諭7名・非常勤保育教諭等6名 栄養士1名・調理員1名・事務員1名	保育標準時間	7:00～18:00	
			保育短時間	8:30～16:30	
その他経費	延長保育料、体操服、帽子、給食費等(1・2号)、教材費	父母の会	有(会費420円/月)一子のみ		
保育方針	<p>「元気な子 やさしい子 がんばる子」を目標に少人数ならではの家庭的な環境のもと、自然や地域の人々との交流を通し心豊かなたくましい子どもに育つように努めています。</p> <p>とことん遊び、一人一人の子どもが安心して生活できる保育環境づくりを心がけています。</p>	<p>主な年間行事(保育内容)</p> <p>4月 入園式 10月 芋掘り・一日遠足</p> <p>5月 運動会 11月 劇団観劇会</p> <p>芋苗植え 12月 お遊戯会・クリスマス会</p> <p>6月 保育参観 1月 もちつき大会</p> <p>7月 夕涼み会 3月 お別れ遠足・卒園式</p> <p>*毎月：お誕生会 体操教室 英語教室 サッカー教室(年長児)</p> <p>*野菜づくり、クッキング(年長)</p>			

25 川内すわこども園 SECOND【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施設長名	帯田 英 児
	所在地	薩摩川内市中郷三丁目327-1	電話番号	0996-24-8400
	定員	90名[2号・3号]、35名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭26名・看護師3名・管理栄養士1名・ 栄養士1名・子育て支援員3名・調理員3名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
その他経費	預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽子代、教材費、送迎費(1号)、給食費(1・2号)等	父母の会	有(一子目300円・二子目から200円)	
保育方針	(保育のコンセプト) 【大人も子どももワクワク、ドキドキ】 子どもにとって、保護者にとって、そして私たち保育者にとっても夢中になれる園でありたい、その思いで保育を行います。 (保育の基本方針) 基本方針① “一人ひとり” が輝く保育 基本方針② “豊かな環境” を通じて行う保育 基本方針③ “人との関わり” を大切にする保育 基本方針④ “健康で安全” な保育 保育の基本方針は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びこむ子ども」の育成を目指します。	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式・保護者総会 5月 親子バス遠足(動物園) 7月 七夕祭り・夏祭り 8月 サマーキャンプ(5歳児) 9月 お月見会&お楽しみ会 セカンドフェスタ 10月 ハロウィンパーティ 12月 クリスマス会 1月 大地の日 2月 音楽の日 思い出ツアー(5歳児) 3月 卒園式 ※毎月行事・・・まち探検、避難訓練、交通教室等 ※延長保育・一時預かり事業も行っていきます。	

26 さつま川内こども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 清流福祉会	施設長名	高山 正 徳
	所在地	薩摩川内市田崎町206-1	電話番号	0996-29-5101
	定員	60名[2号・3号]、10名[1号]	開所時間	7:00 ～ 19:00
	職員の状況	保育教諭23名・栄養士1名・調理員2名・子育て支援員1名・事務その他3名	保育標準時間	7:00 ～ 18:00
			保育短時間	8:00 ～ 16:00
その他経費	給食費(1・2号)、延長保育料、帽子代(希望者のみ)、その他保護者が利用する費用(遠足交通費等)	父母の会		
保育方針	園の特色として ①担当制(0・1歳児) 特定の大人との信頼関係作りがとても大切な乳児期。担当保育士と1対1の関わりを通して情緒の安定を図ります。担当保育士が担当児の発達や習慣、性格などをしっかり把握し、心身の成長が目覚ましい0・1歳児の生活を支えます。 ②プロジェクト保育 保育者が準備した活動や遊びだけをするのではなく、子ども達が主体的に自分で遊びや活動を見つけて、それを発展させていく保育に取り組んでいます。保護者やお友達と遊びを提案しあったり、協力をもらったりして、お互いに遊びや活動を探究しながら学んでいます。	主な年間行事(保育内容)	春…親子ふれあい会 夏…七夕、プール遊び、泥んこ遊び、自然体験 秋…祖父母参観、お月見、親子バス遠足 冬…お餅つき、劇団鑑賞会 学びの発表会、ひな祭り、卒園式 ※年中行事 わらべうた遊び、昔話の日、積み木遊び、保育参観、避難訓練、交通安全教室、歯科指導 ◎季節毎の食材(野菜や果物等)、玄米ご飯や無添加の調味料を使用、黒毛和牛、黒豚やキビナゴ等 地産地消を心がけて、食事やおやつを提供しています。	

27 せいくんこども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 青山福祉会	施設長名	新 福 博 文
	所在地	薩摩川内市平佐町2843番地1	電話番号	0996-20-1123
	定員	45名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭10名・非常勤保育教諭3名・ 栄養士1名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
その他経費	預かり保育料、体操服、体操帽子、個人専用教材費、行事参加費(満3歳以上)、副食費等	父母の会	無	
保育方針	「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、認定こども園教育・保育要領に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。	主な年間行事(保育内容)	1学期 入園式・遠足・参観日・七夕・プール遊び・夏祭り 2学期 綱引き大会・運動会・おかいものごっこ・動物園遠足(年長児)・お餅つき大会・お遊戯会 3学期 知能テスト(年長児)・買い物体験(年長児)・節分の行事・就学前個人面接(希望者)・音楽発表会・卒園式 毎月の行事 お誕生会・避難訓練	

28 愛こども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 岡野会	施設長名	岡野 溪
	所在地	薩摩川内市天辰町74 AITOWN 天辰集合住宅1階	電話番号	0996-24-8811
	定員	40名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭12名・非常勤保育教諭4名・調理員3名・事務その他2名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
	その他経費	延長保育料、体操服、帽子、給食費(3歳以上)、預かり保育料(1号)等	父母の会	無
保育方針	<p>○子ども一人一人が生まれて良かった、生きてよかった(自己肯定感)の思いを育む 少人数に対し丁寧な保育・教育を愛情いっぱいで行うことで子どもたちの気持ちを受けとめ、自己肯定感を育みます ○生きる力を育む ご家庭と協力して基礎的な生活習慣を身に付けることを目指します ○人を愛し、命を慈しむ優しさを育む 多くの命や人々の支えに気づき、命を慈しむ気持ちを育みます ○子供・保護者・職員全員の慶びと温もりを育む 関係者全員の協力・支援に取り組み子どもを取り巻く環境全体の充実を目指します</p>	<p>主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)</p> <p>春 入園進級式・遠足・保育参観 夏 七夕まつり・プール遊び・夏祭り 秋 運動会・保育参観・遠足 冬 お遊戯会・お別れ会・卒園修了式</p> <p>[毎月の行事]誕生会・英語教室(専門講師)・スポーツ(専門講師)・ダンス(専門講師)・プログラミング教室(専門講師・不定期)・散歩・畑づくり・クッキング(不定期)・避難訓練・交通安全教室ほか</p>		

29 水引こども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 水引福祉協会	施設長名	佐藤 喜八郎
	所在地	薩摩川内市水引町4795番地	電話番号	0996-26-2124
	定員	64名[2号・3号]、6名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭9名・非常勤保育教諭7名 調理員3名・事務その他6名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
	その他経費	預かり保育料、延長保育料、園児服(冬のみ)、通園カバン、体操服、帽子、給食費	父母の会	無
保育方針	<p>☆礼儀正しく明るい「げんきな子」 ☆仲良く遊び思いやりのある「やさしい子」 ☆素直で積極的な「がんばる子」 *地域との交流を図りながら、一人ひとりの育ちを大切に する子育て支援。 *豊かな自然環境の中で、季節を味わう園外活動。 *音感や体感を育む和太鼓やキッズスポーツ。 *国際社会に生きる子供を育む英語教室。 *虫歯予防フッ化物洗口・歯科衛生指導の実施。 *休日保育事業。</p>	<p>主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)</p> <p>春 入園式・こどもの日の集い・親子遠足・いも植え・家庭教育学級 保護者参観 夏 七夕まつり世代間交流・夕涼み会・プール遊び・お泊まり保育 秋 運動会・秋の遠足・いも掘り・いも煮会・クッキング保育 冬 発表会・施設訪問・もちつき・クリスマス会・ひな祭り会・かるた大会 お店やさんごっこ・縄跳び大会・お別れ遠足・卒園式</p> <p>※毎月の行事:誕生会(保護者招待)・避難訓練・身体計測・おにぎり遠足 ※専門講師指導:英語教室・和太鼓教室・キッズスポーツ・サッカー教室</p>		

30 すわこども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 諏訪福祉会	施設長名	帯田 昌吾
	所在地	薩摩川内市樋脇町市比野 550	電話番号	0996-38-1193
	定員	80名[2号・3号]、10名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	園長・副園長・保育教諭25名・栄養士1名・子育て支援員4名・調理員3名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:30～16:30
	その他経費	預かり保育料(1号)、延長保育料、体操服・帽子代、教材費、給食費(1・2号)等	父母の会	有(200円/月・世帯)
保育方針	<p>(4つの保育方針) 基本方針① “一人ひとり” が輝く保育 基本方針② “豊かな環境” を通して行う保育 基本方針③ “人との関わり” を大切にする保育 基本方針④ “健康で安全” な保育</p> <p>を保育の目標として、地域に開かれたこども園づくりを目指しています。本園の保育内容は、恵まれた豊かな自然の中で、子どもたちは伸び伸びと生活し、和太鼓やマーチングなど様々な活動を通して、明るく元気にたくましい子どもに育ってほしいと願っています。</p>	<p>主 な 年 間 行 事 (保 育 内 容)</p> <p>4月 入園式 5月 親子バス遠足(動物園) 7月 七夕祭り 8月 お泊まり保育(5歳児) 9月 お月見会&お楽しみ会 11月 樋脇文化祭 12月 クリスマス発表会 2月 節分豆まき 思い出ツアー(5歳児) 3月 ひな祭り・卒園式 運動会</p> <p>*毎月行事 誕生会、避難訓練、交通教室等々 *延長保育、一時預かり、地域子育て支援センターも併設し、毎日開所しています。</p>		

31 善福寺こども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 光明福祉会	施設長名	岡田 晃 昭
	所在地	薩摩川内市樋脇町塔之原1177番地	電話番号	0996-37-2103
	定員	50名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	保育教諭（常勤9名・非常勤3名） 栄養士1名・調理員1名・その他3名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
その他経費	預かり保育料、給食費、延長保育料、園児服、体操服、帽子、その他	父母の会	有(会費300円/月)	
保育方針	豊かな宗教的環境の中で、心身の調和的な発達を図り、一人一人の幼児が幸せな生活のできる礎を築く。 〈めざす子どもの姿〉 ・自然に関心を持って、工夫して遊べる ・お友達と仲良く遊べる ・好き嫌い無く何でも食べられる ・いのちに共感をすることができる ・仏さまに両手を合わすことができる	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式・花祭り 7月 お泊まり保育(年長児) 8月 盆踊り 10月 運動会 お誕生会(毎月) 保育参観(年1回) 体操教室(月2回) 11月 いもほり 12月 おゆうぎ会 1月 お店屋さんごっこ 3月 お別れ会・卒園式 1日遠足(年3回) 育児講座(年1回)	

32 びばあこども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 慈晃福祉会	施設長名	畠中 智代
	所在地	薩摩川内市入来町副田6046番地25	電話番号	0996-44-4381
	定員	60名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:30
	職員の状況	園長・副園長各1名・保育教諭16名・調理師1名・調理員(補助)5名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	9:00～17:00
その他経費	預かり保育料、主食・副食費(1・2号)、延長保育料、体操服、帽子	父母の会	有(会費なし)	
保育方針	《生き抜く力の基礎を培う》 ◎元気な子ども 健康・安全・衛生 ◎仲のよい子ども 友情・感謝・規律 ◎考える子ども 学ぶ力・自然との関わり・生命尊重 ◎人間としての型を身につける 自立・挨拶・言葉遣い ◎社会性の基礎を身につける 共生・豊かな心・礼儀 《食事も保育の大切な柱です》 ○煮物・和え物等の和食を中心とした献立 ○添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸、とりがらでだしを取り、薄味で素材の旨味を生かした献立 “こだわりの給食”いつでも給食参観出来ます。	主な年間行事(保育内容)	児童福祉法及び学校教育法に基づいた保育・教育の中でさまざまな感動体験を通し、就学後の教育につながる心豊かな子どもたちの育成に努めます。 春 入園進級式・親子レクリエーション・一日遠足 夏 七夕祭り・プール遊び 秋 秋の遠足・生活学習キャンプ・登山 冬 お楽しみ会・節分・雛祭り・運動成果発表 卒園修了式・学習成果発表会 通年 避難訓練(防火防災教室)・交通教室・健康診断 ・親子ふれあい教室 専門講師による指導 和太鼓/英語遊び/幼児体操 ※保育参観 いつでも受け付けています。	

33 入来こども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 清流福祉会	施設長名	椋 奈 緒 子
	所在地	薩摩川内市入来町浦之名7517番地3	電話番号	0996-44-2391
	定員	30名[2号・3号]、10名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	園長副園長各1名・保育教諭(幼稚園教諭、保育士)16名・栄養士1名・調理師2名・子育て支援員2名・その他1名	保育標準時間	7:00～18:00
			保育短時間	8:00～16:00
その他経費	預かり保育料、給食費(1・2号)、延長保育料、帽子、その他保護者が利用する費用(遠足交通費等)	父母の会	有(会費100円/月)	
保育方針	豊かな情操教育の中で心身の調和的な発達を図り、ひとりひとりの乳幼児が精一杯人生を生きていけるいしずえを築くこと。園の特色として ① 担当制(0・1歳児) 特定の保育士と1対1の愛着関係を大切に育てることで、将来にわたって生きていく力を育てます。また乳児の発達の道筋に合わせて、感覚器官をフルに使って外界を認識できるよう感覚遊びや知育玩具及び運動遊びの環境保育を行います。 ② プロジェクト保育 幼児自ら遊び込める時間と空間の環境(人的、物的及び自然環境)を整え、遊びを通して子どもの発達(意欲、主体性)を促します。又、関わりの中でルールを守ること、相手を思いやることを学んでいきます。(特に自然環境の変化に恵まれています。)	主な年間行事(保育内容)	春…入所式、花まつり、親子触れ合い会 夏…夏祭り、プール遊び、泥んこ遊び、川遊び 秋…祖父母参観、お月見、バス遠足、芋ほり 冬…報恩講参拝、御餅つき、年末お楽しみ会 施設訪問、学びの発表、ひな祭り、修了式 ※年中行事 わらべうた遊び、英語遊び、パパママ育児講座、保育参観 ◎季節毎の食材(野菜や果物等)、麦ご飯や無添加の調味料を使用、黒毛和牛、黒豚やキビナゴ等産地産品を心がけて、食事やおやつを提供しています。 ◎園バス送迎無料です。	

34 若あゆこども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 東郷福祉会	施設長名	柳 田 徳 久
	所在地	薩摩川内市東郷町斧淵4490番地1	電話番号	0996-42-1106
	定員	80名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭17名・栄養士2名・調理員1名・子育て支援員2名・事務その他4名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、給食費、教材、体操服、帽子、制服、預かり保育料等	保育短時間	8:30～16:30
保育方針	子どもの幸せを第一に、保護者の思いを尊重し、「共に育て合い、育ち合う」、地域に愛されるこども園を目指します。 (特徴) ○はだしの保育 ○薄着の保育 ○音体教育(マーチング専門講師指導) ○体力づくり	主な年間行事(保育内容)	4月 入園式 5月 親子遠足(全園児) 12月 おゆぎ会、クリスマス会 7月 七夕会(祖父母参加) 2月 節分、マラソン大会、ボディペインティング(子どものみ) お別れ遠足 10月 運動会・親子バス遠足(3・4・5歳) 3月 ひなまつり、卒園式 *お誕生日会(毎月) *年長児:舞踊 *発育測定、避難訓練、一時預かり、園庭開放 *絵本の貸し出し	

35 なかよしこども園 【幼保連携型認定こども園】	設置者	社会福祉法人 岡野会	施設長名	岡 野 美 春
	所在地	薩摩川内市祁答院町蘭傘田295番地1	電話番号	0996-56-0033
	定員	50名[2号・3号]、15名[1号]	開所時間	7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育教諭10名・非常勤保育教諭6名・調理師1名・調理員2名・事務その他4名	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	預かり保育料(1号)、給食費(1・2号)延長保育料、体操服、帽子等	保育短時間	9:00～17:00
保育方針	○子ども一人一人が生まれて良かった、生きてよかった(自己肯定感)の思いを育てる ○人やものを大事にし感謝する、こころの根っこを育てる ○豊かな感性と創造性を養い、新しいことに挑戦する意欲を育てる ○主体的、対話的で深い学びができる力を育てる ○職員・子ども・保護者全員の慶びと温もりを育てる	主な年間行事(保育内容)	春 入園式・花祭り・遠足 夏 プール遊び・七夕祭り(保育参観)・夕涼み会 秋 運動会・保育参観・だんご作り・芋粥・お芋パーティー(祖父母参観)・人形獅子舞・秋の遠足(蘭傘田池) 冬 発表会・保育参観・お別れ遠足・卒園式 *年間 お誕生会・避難訓練・園バスでの園外保育・移動図書 ・スポーツ教室(専門講師による)月2回 ・和太鼓(専門講師による)4～9月 ・クッキング・お茶のおけいこ *祁答院町内(蘭傘田除く)、無料送迎バスあり	

36 大王児園 【小規模保育事業】	施設長名	吉 留 喜 久 子	電話番号	0996-22-3857
	所在地	薩摩川内市大王町3番1号	開所時間	7:00～19:00
	定員	19名	保育標準時間	7:00～18:00
	給食	完全給食	保育短時間	8:00～16:00
	その他経費	帽子、延長保育料	父母の会	無
保育方針	●げんきな子 養護の行き届いた環境のもと、基本的な生活習慣や心身の健康発達の基礎を培う ●やさしい子 人に対する愛情、信頼感を養う ●がんばる子 豊かな感性や表現力を育み、自主、自律及び協調の態度を養う	主な年間行事(保育内容)	4月 入園説明会 11月 内科検診 5月 内科検診 12月 クリスマス会 6月 歯科検診 3月 作品展 10月 運動会 卒園式 毎月 誕生会・身体測定・避難訓練 体操教室	

37 中郷保育園 【小規模保育事業】	設置者	学校法人 石原学園	施設長名	石原良子
	所在地	薩摩川内市中郷四丁目28番地1	電話番号	0996-20-7288
	定員	12名	開所時間	〈平日〉7:00～19:00 〈土〉7:00～18:30
	給食	完全給食（月2回程度、お弁当）		
	その他経費	延長保育料、個人専用教材	保育標準時間	7:00～18:00
		保育短時間	8:30～16:30	
保育方針	「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、保育・教育方針に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。	主な年間行事（保育内容）	4月 参観日 5月 遠足・内科検診 6月 歯科検診 7月 七夕 9月 綱引き大会・内科検診 10月 運動会 11月 おみせやさんごっこ 12月 おゆうぎ会（2歳児） 2月 節分の行事 3月 音楽発表会	※参加する行事は2歳児から ※毎月 お誕生会・避難訓練

38 のびのび保育園 【小規模保育事業】	施設長名	片川洋子	電話番号	0996-22-8096
	所在地	薩摩川内市中郷四丁目95番地	開所時間	〈平日〉7:00～20:00 （※19:00～20:00 要相談） 〈土〉7:00～19:00 〈日・祝〉8:00～19:00 ※要予約
	定員	19名		
	給食	完全給食（第4土曜のみお弁当）	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、帽子等	保育短時間	9:00～17:00
父母の会	有（月300円）			
保育方針	ご家庭の温もりにより近い保育を心掛けています。 近年、核家族・少子化に伴い年齢の異なる子ども同士のふれあいを支え、“思いやりの心”、“あいさつ”などの小さなことが大きくて大切だということと一緒に育んでいきたいと考えます。	主な年間行事（保育内容）	4月 入園説明会 5月 健康診断 6月 歯科健診 7月 七夕 9月 引渡し訓練 10月 運動会・健康診断 11月 親子遠足 12月 クリスマス会 2月 節分 3月 ひな祭り・お別れ遠足	※お誕生会（毎月） 身体測定（毎月） 避難訓練（毎月） ※7月中旬～8月末 プール ※病児保育・休日保育（要予約）行っています。

39 チャイルドルーム・マミー 【小規模保育事業】	施設長名	下西里美	電話番号	0996-29-3288
	所在地	薩摩川内市原田町28番16号	開所時間	7:00～19:00
	定員	12名		
	給食	完全給食（第3土曜日はお弁当の日）	保育標準時間	7:00～18:00
	その他経費	延長保育料、写真代、消耗品等、帽子代	保育短時間	9:00～17:00
父母の会	無			
保育方針	チャイルドルーム・マミーは、四葉のクローバーが意味するお子様の幸せを願っています。 ・イエローの 元気よく ・ピンクの 優しく温かく ・ブルーの たくましく清らかに ・グリーンの のびのびと 健やかに育まれるよう応援していきます。	主な年間行事（保育内容）	4月 入園式・進級式（お子様のみ） 5月 総合避難訓練（防災士による）・春の遠足 7月 歯科健診、歯みがき指導 9月 内科健診1回目 10月 お外遊びレクリエーション 12月 クリスマス会・お楽しみ保育参観キッズ英語 2月 内科健診2回目・節分 3月 お別れ遠足・ひな祭り・卒園式（お子様のみ）	・毎月発育測定・避難訓練 ・子どもさんの生まれ月によるお誕生会 ・イベントキッズ英語（年5回） ・0歳からの英語でお遊び（月2回） ・色で遊ぼう（月2回）

40 さくららんぼ保育園【小規模保育事業】	施設長名	橋元 米子	電話番号	0996-22-0377
	所在地	薩摩川内市中郷四丁目211番地	開所時間	7:00~19:00
	定員	19名	保育標準時間	7:00~18:00
	給食	完全給食（毎月15日はお弁当の日）	保育短時間	8:30~16:30
	その他経費	延長保育料、写真代、帽子代、連絡帳代等	父母の会	無
保育方針	<p>☆保育方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども同士の集団遊びや活動を通して一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな人間形成を家庭的な雰囲気の中で育てます。 保護者とのよりよい信頼関係を深めながら、地域との連携を大切に、子どもの育ちや子育てを支えます。 <p>☆保育目標</p> <p>一緒に散歩 一緒に絵本 一緒に遊ぶ</p>	主な年間行事（保育内容）	<p>4月 入園式・進級式 10月 共同保育所ひまわり園運動会参加</p> <p>5月 春の親子遠足 12月 クリスマスパティー</p> <p>6月 親子レクリエーション 2月 節分</p> <p>7月~8月 プール遊び 3月 お別れ遠足・修了式</p> <p>9月 グループホーム川内森の里との交流会</p> <p>誕生会(毎月末)、身体測定(毎月末)</p> <p>お弁当の日・園開放(毎月15日)、避難訓練(毎月)</p> <p>健康診断(年2回)、歯科健診(年1回)</p> <p>交通安全教室(年3回)</p>	

41 せんだい中央保育園【小規模保育事業】	設置者	学校法人 石原学園	施設長名	溝ノ上 知子
	所在地	薩摩川内市平佐一丁目111番地	電話番号	0996-23-5700
	定員	12名	開所時間	7:00~19:00
	給食	完全給食（月2回程度、お弁当）	保育標準時間	7:00~18:00
	その他経費	延長保育料、個人専用教材	保育短時間	8:30~16:30
保育方針	<p>「あかるく・かしこく・たくましく」をモットーに</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康で安全な生活習慣を身につける。 ●きまりを守り、みんなで仲良く遊ぶ。 ●自分で工夫、創意する。 ●明るく豊かな感謝の心をもつ。 <p>を教育方針として、義務教育及びその後の教育の基礎を培えるように、保育・教育方針に従って発達に即した保育・教育を行い、健全な育成に努めます。</p>	主な年間行事（保育内容）	<p>5月 遠足・参観日・内科検診 11月 おみせやさんごっこ</p> <p>6月 歯科検診 12月 おゆうぎ会(2歳児)</p> <p>7月 七夕 2月 節分の行事</p> <p>9月 綱引き大会・内科検診 3月 音楽発表会</p> <p>10月 運動会(2歳児)</p> <p>※参加する行事は2歳児から</p> <p>※毎月 お誕生会・避難訓練</p>	

42 ちゅうりつぷ園【事業所内保育事業】	設置者	公益社団法人 川内市医師会立市民病院	施設長名	野口 真理
	所在地	薩摩川内市永利町4000番地2	電話番号	0996-20-5770
	定員	60名（従業員枠と地域枠の合計）	開所時間	7:00~19:00
	職員の状況	常勤保育士10名・非常勤保育士4名・栄養士1名・常勤看護師2名・子育て支援員1名・調理員3名・事務その他3名	開所時間	<p>*勤務による日・祝日保育有</p> <p>*病児保育有</p> <p>*一時保育有</p>
	その他経費	延長保育料、月刊絵本、カラー帽子等	保育標準時間	7:00~18:00
保育方針	<p>多様なニーズに応え、常に家庭的環境を意識し「心の安定」と「育ち」を大切に見守りながら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して預けられる保育所 ・信頼される職員 ・個性を大切にする保育をめざします。 	主な年間行事（保育内容）	<p>4月 入園式・始園式 10月 親子遠足</p> <p>5月 運動会 12月 発表会</p> <p>7月 七夕まつり 3月 お別れ遠足</p> <p>8月 お泊まり保育(年長児) お別れ会</p> <p>卒園式</p> <p>毎月 誕生会・避難訓練・身体測定・体操教室(2回)</p> <p>その他 健康診断年2回・保育参観</p>	

43 大樟保育園 〔事業所内保育事業〕	設置者	学校法人 新田学園	施設長名	種子田 佳奈子	
	所在地	薩摩川内市御陵下町11番5号	電話番号	0996-22-3974	
	定員	12名（従業員枠と地域枠の合計）	開所時間	7:30～19:00	
	職員の状況	常勤保育士2名・非常勤保育士2名・ 常勤子育て支援員1名・非常勤子育て支援員1名	保育標準時間	7:30～18:30	
			保育短時間	7:30～15:30	
	その他経費	延長保育料 2歳児のみ：絵本代、体操服代	父母の会	なし	
保育方針	新田神社の豊かな自然の杜の中で、御神木の 大樟（おおくす）のように大きく立派に 成長出来るよう、子ども一人一人の感性や 自律性・自主性・社会性を大切に丁寧に 育てていきます。 （保育理念・保育方針は、みくにキッズ保育園に準じ ます）（連携施設（年少以降の進級先）は同敷地内にあ る、みくに幼稚園又はみくにキッズ保育園です）	主な年間行事（保育内容）	4月 入園式 7月 夕涼み会（夏越祭） 10月 未開児保育参観 11月 七五三詣り 12月 餅つき・おゆうぎ会（未満児） 毎月 2歳児以上は、新田神社の322段の階段をあがり神社 参拝をいたします。		

※大樟保育園の0歳児は従業員枠のみ受入可能です。

44 里保育園 〔へき地保育所〕	設置者	薩摩川内市	施設長名	薩摩川内市社会福祉協議会 甌島支所長
	所在地	薩摩川内市里町里1900番地2	電話番号	09969-3-2145
	定員	19名	開所時間	8:00～18:00
	職員の状況	常勤保育士3名・非常勤保育士1名・ その他支援員3名	保育標準時間	8:00～18:00
			保育短時間	8:00～16:00
	その他経費	園費・誕生会費	父母の会	なし
保育方針	【保育目標】 ①友だちと助け合える子 ②失敗を恐れず、いろいろチャレンジでき る子 ③優しさのある子 私たち職員は、子どもを真ん中にして保 護者と手を携え「子どもたちが健やかに育 つよう」日々の保育に取り組みます。子ど もたちにより多くの感動的出会い「機会・ 環境」を用意します。	主な年間行事（保育内容）	4月 健康診断 5月 親子遠足 6月 職場体験受入れ 7月 水遊び 8月 水遊び 9月 町内運動会参加 10月 健康診断 11月 運動会・芋掘り 12月 クリスマス会 2月 節分豆まき 3月 卒園式 ※身体測定・お誕生会（毎月） ※避難訓練（年2回）	

45 下甌保育園 〔へき地保育所〕	設置者	薩摩川内市	施設長名	薩摩川内市甌振興局下甌支所 地域振興課長
	所在地	薩摩川内市下甌町青瀬382番地	電話番号	09969-5-1117
	定員	19名	開所時間	8:00～18:00
	職員の状況	非常勤保育士3名・非常勤子育て支援員4名	保育標準時間	8:00～18:00
			保育短時間	8:00～16:00
	その他経費	なし	父母の会	なし
保育方針	・甌島の豊かな大自然の中で、保護者や地 域との連携を大切に、のびのびと生活で きる保育 ・家庭的な雰囲気の中で、発達に合わせた 生活習慣を身につけさせる保育	主な年間行事（保育内容）	5月 健康診断 6月 歯科検診 9月 運動会 10月 健康診断 11月 おたのしみ発表会 12月 餅つき大会 クリスマス会 ※身体測定（毎月） ※避難訓練（年2回）	

市内保育施設位置図

★保育所

番号	施設名
1	川内隣保館保育園
2	隈之城保育園
3	永利保育園
4	清涼保育園
5	西風園
6	あさひ保育園
7	高城保育園
8	育英保育園
9	平佐保育園
10	青山保育園
11	清水丘保育園
12	勝目保育園
13	共同保育所ひまわり園
14	さとのもり保育園
15	永照寺保育園
16	大村保育園

★認定こども園

番号	施設名
17	せんだい幼稚園
18	青山幼稚園
19	のぞみ幼稚園
20	鹿児島純心大学附属純心幼稚園
21	川内すわこども園
22	りぼんこども園
23	みくにキッズ保育園
24	高江こども園
25	川内すわこども園SECOND
26	さつま川内こども園
27	せいくんこども園
28	愛こども園
29	水引こども園
30	すわこども園
31	善福寺こども園
32	ひぼあ
33	入来こども園
34	若あゆこども園
35	なかよしこども園

★小規模保育事業

番号	施設名
36	大王児園
37	中郷保育園
38	のびのびっこ保育園
39	チャイルドルーム・マミィ
40	さくらんぼ保育園
41	せんだい中央保育園

★事業所内保育事業

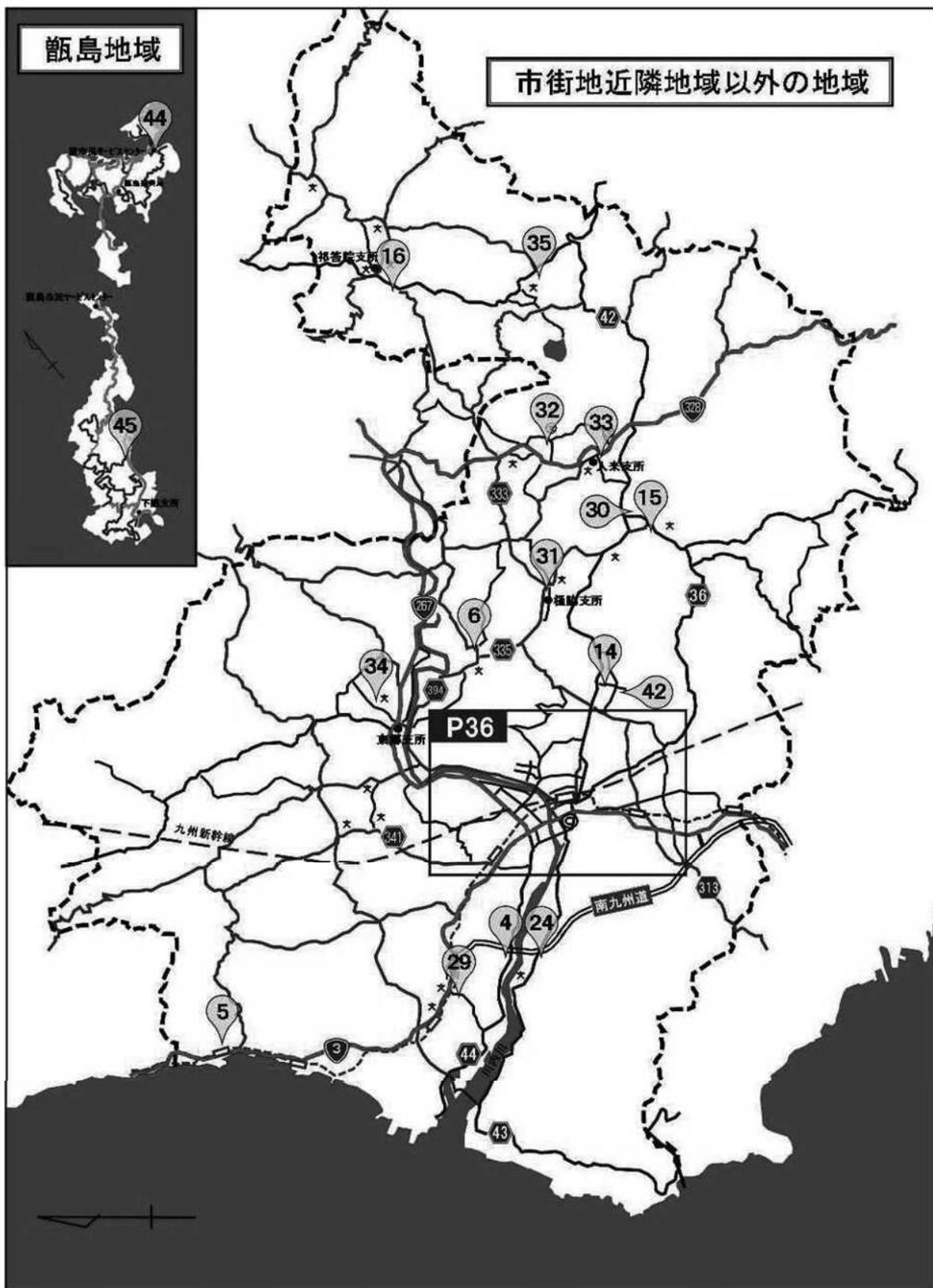
番号	施設名
42	ちゅうりつぐ園
43	大樟保育園

★へき地保育所

番号	施設名
44	里保育園
45	下甌保育園



★数字が指している所が各施設の大まかな位置です。



★数字が指している所が各施設の大まかな位置です。

10 保育施設利用Q&A

利用申込みについて

Q1 第2希望の人より第1希望の人の方が入りやすいのですか？

A1 利用の可否は、保育の必要性を点数化し、その点数の高いお子さんから利用を決定します。保育施設の希望順で点数に差はつかないことから、第2希望以下の方が不利になることはありません。希望の順番にご記入ください。

Q2 現在求職中ですが、利用することができますか？

A2 求職中であっても保育施設の利用申込みは可能ですが、就労など保育を必要とする事由のある方を優先します。

また、原則として支給認定を受けた後90日以内に就労証明書をご提出にできないときは、支給認定の期間満了となり、施設に在籍している場合でもその月の末日をもって利用終了（退園）となります。

Q3 希望施設を変更（追加）したいのですが、どうしたらいいですか？

A3 子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課へご連絡ください。

なお、施設変更を希望する場合であっても、新規の利用希望者と同じく、保育の必要性の高いお子さんから利用を決定することになります。また、希望施設に受入れの余裕がないなどの理由によりご希望に沿えないことがあります。この場合、取り下げをされない限り毎月利用調整を行います。

Q4 保育施設を利用できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A4 ご利用になれなかった場合、最初の利用希望月に限りその理由を文書でお知らせします。翌月以降も引き続きご希望になる場合は、その年度中は新たにお申し込みになる必要はありません。

ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課まで必ずご連絡ください。この場合、支給認定の内容に変更が生じることがあります（6ページ参照）ので、状況に応じてお手続きや申請書類などについてご案内します。

なお、就労や出産などの状況変更についてご連絡がないまま、利用調整において保育施設の案内を受けた場合、教育・保育給付認定や利用決定が取消されることがあります。

Q5 第2希望以下の保育施設で利用を開始した場合、第1希望の保育施設への変更（転園）はできますか？

A5 上記の場合も、保育の必要性の高いお子さんから利用を決定することになります。変更を希望している保育施設に受入れの余裕がない場合など、ご希望に沿えないことがあります。手続きについては8ページをご覧ください。

変更が決定した後のキャンセルはできません。

Q6 利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A6 保育を必要とする事由がなくなった場合は利用終了（退園）となります。求職活動をされる場合は、求職活動中であることを証明する書類をすみやかに提出し、支給認定の変更を受けてください。その後、原則として90日以内に就労証明書をご提出ください。

事業所への調査で実際に就労していない場合、または仕事を辞めた場合で、ご連絡がない場合は、その事実が判明した時点で教育・保育給付認定が取消しとなり、利用終了となります。

教育・保育給付認定について

Q1 教育・保育給付認定の有効期限はいつまでですか？

- A1 1号（教育標準時間）認定を受けた場合の教育・保育給付認定の有効期間は、教育・保育給付認定が効力を生じた日（効力発生日）から小学校就学の始期に達するまでです。
- 2号（満3歳以上・保育）認定を受けた場合は、効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間が、3号（満3歳未満・保育）認定を受けた場合は、効力発生日から満3歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までの期間が、それぞれ教育・保育給付認定の有効期間の最長となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」などにより、それよりも短い期間で設定される場合があります。
- 退所や、事業を利用しなくなったときは、退所日以降、教育・保育給付認定は取り消されます。

Q2 共働きで幼稚園と保育園を併願する予定ですが、どのような手続きをすればよいのですか？

- A2 幼稚園の利用手続きは施設経由で行ってください。保育施設の利用手続きについては、市の教育・保育給付認定を受けたあとに市による利用先の調整を受けることとなります。共働きで月48時間以上かつ月12日以上の上の就労に該当する場合、幼稚園利用対象である3歳以上のお子さんについては基本的に「2号認定」で申請していただきます。しかし、最終的に幼稚園の利用を選択した場合は、「1号認定」へ切り替えます。その場合、施設等利用給付認定（新2号認定）の申請をすることによって、上限額の範囲内で預かりを無償化とすることができます。一方で保育施設の利用を選択した場合は「2号認定」が継続になります。

Q3 「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間以上の利用ができるのでしょうか？

- A3 保育の必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります（12ページ参照）。
- ただし、ここで認定されるのはあくまで「最大で施設を利用することができる時間」です。実際の利用時間は保護者の就労などの実態に応じたものとなるため、保護者が育児短縮勤務等の制度を利用している場合など、認定された必要量に満たない利用となることがあります。
- また、お子さんの月齢が6か月未満である、発達支援保育の対象になっているなどの状況により、「保育標準時間」の区分と認定されたとしても、保育短時間と同等の利用時間になることがあります。

Q4 教育・保育給付認定の申請手続きをした際に書類が足りなかった場合、支給認定されますか？

- A4 認定申請の手続きの際に不備書類があった場合は、保育施設利用を希望する月の申込み締切日までに、必ずその書類を子育て支援課または甕島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。
- 書類が不足していると、教育・保育給付認定ができないため教育・保育給付認定の対象外となり、希望施設の利用調整もできません。
- また、教育・保育給付認定の対象外になる旨の通知の送付をもって教育・保育給付認定申請に対する処理が完結するため、書類がそろった時点で改めて教育・保育給付認定申請をやり直していただくこととなります。

Q5 育児休業での教育・保育給付認定はどうなりますか？

- A5 「育児休業を取得する」ことによる教育・保育給付認定の期限は、新生児の出生月の翌月1日から起算して12か月後の月末までです（パート等で出産に伴い退職された方で、出産前の勤務先に出産後再雇用されることが決まっている場合も含む）。（7ページ参照）いずれの場合も、証明書類の提出により、新生児の兄弟について教育・保育給付認定します。また、この期間を超えての教育・保育給付認定はできません。

Q6 出産を控え退職したのですが、教育・保育給付認定に関する手続きは必要ですか？

- A6 「1号認定」を受けている場合は、特に手続きの必要はありません。
ただし、「新2号認定」、「2号認定」、「3号認定」を受けている場合、教育・保育給付認定の内容について、保育の必要性の事由を「就労による」ものから「妊娠・出産による」ものに変更する必要がありますので、12ページに掲載している証明書類を必ず子育て支援課または甌島振興局・各支所地域振興課にご提出ください。
このほか、「妊娠・出産」から「育児休業」に事由を変更したい場合や、「就労」で勤務日数や時間、勤務地などに変更があった場合なども、保育の必要性の事由や有効期間、保育の必要量などの変更を伴うことがありますので、証明書類を必ずご提出ください。
正当な理由なく証明書類の提出が遅れた場合や提出がないときは、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

Q7 保育の必要量を変更してほしいのですが…？

- A7 保育の必要量は、保育の必要性の事由などにより「保育標準時間」と「保育短時間」を認定しますので、その変更には、保護者の保育の必要性とあわせて保育必要量の変更を必要とする内容について記載された証明書類を提出していただく必要があります。
なお、証明書類の提出のあった月の翌月1日から変更されます。月途中での変更はできません。保育の必要量の変更が必要な方は、お早めに証明書類をご提出ください。

保育料について

Q1 保育料はどのように決定するのですか？

- A1 保育料は、父母の市区町村民税所得割課税額をもとに算定し、決定します。
令和6年度を例にすると、4月から8月までの保育料は令和5年度市区町村民税所得割課税額で、9月から翌年3月までは令和6年度市区町村民税所得割課税額で、それぞれ算出基準表に当てはめます。
4月からご利用希望の方で、令和5年1月1日現在薩摩川内市以外にご住所があった方、および9月以降ご利用希望の方で、令和6年1月1日現在薩摩川内市以外にご住所があった方は、該当する保護者の市区町村民税課税額の確認に必要ですので、申請書に父母の個人番号（マイナンバー）を必ずご記入ください。
市区町村民税課税額の確認ができない場合は、各教育・保育給付認定区分での最高額の保育料で決定することになりますのでご了承ください。

Q2 保育料は利用する施設により異なりますか？

- A2 保育施設の保育料は、どの施設であっても同じ算定方法で決定します。ただし、保育料とは別に実費（副食費や園服、園帽の費用、かばん代、教材費、スイミング教室費用、延長保育料など）の徴収や上乗せ徴収している施設がありますので、それらの費用は直接保育施設にお支払いください（くわしくは各施設におたずねください）。

Q3 ひとり親家庭の保育料は無料になりますか？

- A3 保育料は父母の市区町村民税所得割課税額をもとに算定しますので、ひとり親家庭であっても課税額がある場合は保育料がかかります。
また、離婚が正式には未成立であった場合や、事実婚であるなどひとり親家庭と認められない場合は、離婚前の父母の課税額から保育料を算定します。

Q4 事前に保育料の額を知りたいのですが？

- A4 正式な保育料は、保育料決定通知書でお知らせしますが、例年6月頃に通知される市区町村民税額決定通知書などに記載されている市区町村民税所得割額の父母で合計した金額を、保育料の表に当てはめることで保育料を確認することができます（15～16ページ参照）。
なお、個人情報保護の観点から、お電話やメールなどでは具体的にはお答えできません。

保育の必要性の事由と優先度について

保育施設の利用調整は、①保育の必要性の事由と②優先度を点数化して、その合計に基づいて実施します。

① 保育の必要性の事由

保育の必要性の事由には、12ページに記載してある保護者が保育をできない理由ごとに点数を設定しています。

たとえば、月曜日から金曜日まで1日8時間就労する保護者は、求職中の保護者よりも高い点数となります。

② 優先度

優先度には、その世帯の状況に応じて点数に加点または減点を設定しています。

主に加点されるのは、次のような場合です。

- ・特定教育・保育施設(認可)事業の従事者
- ・小規模保育事業や事業所内保育事業(地域枠)の卒園児
(満3歳に達した次の4月)
- ・あらかじめ保育施設から利用できる旨の回答がある障害のある児童
- ・育休復帰 ・ひとり親世帯 ・きょうだい同時に保育施設を利用する場合など

③ 同点の場合

合計点が同点となった場合は、優先度加算点が高い児童が優先されます。

④ 利用調整

利用調整は、第1希望から第5希望の施設の中から①と②の点数を合計して行います。

高い点数から順に調整しますので、A保育園を第1希望、B保育園を第2希望にしているCさんがA保育園では次点になり、B保育園を第1希望にしているDさんより高い点数なら、B保育園はCさんを優先します。

したがって、申込みの際は利用を希望する順に、実際に利用したい保育施設を記入してください。

なお、第1希望だけや第2希望まで記入している場合は、記入してある保育施設で利用調整を行います。

また、会社の倒産・整理解雇による失業や災害、生活保護を受給するほど収入が減った場合などを除いて、保育料に滞納があるときは、新規に申し込むそのきょうだいの点数は減点します。

※ 令和6年度の①～③の点数等詳細については、令和5年10月25日から市のホームページに掲載する予定です。



■ お問い合わせ ■

薩摩川内市役所

《本庁》

●子育て支援課 保育グループ

〒895-8650 薩摩川内市榑田町3番22号

TEL (0996) 23-5111 (内線2362, 2363)

《支所》

●榑田支所 地域振興課 市民生活グループ

〒895-1292 榑田町徳之原 1173 番地 TEL (0996) 37-3111

●入来支所 地域振興課 市民生活グループ

〒895-1492 入来町浦之名 33 番地 TEL (0996) 44-3111

●栗嶺支所 地域振興課 市民生活グループ

〒895-1106 栗嶺町芥刈 36 2 番地 TEL (0996) 42-1111

●祁呂院支所 地域振興課 市民生活グループ

〒895-1595 祁呂院町下手 6 7 番地 TEL (0996) 55-1111

●飯島振興局 地域振興課 市民生活グループ

〒896-1201 上飯町中飯 481 番地 1 TEL (09969) 2-0001

●下飯支所 地域振興課 市民生活グループ

〒896-1696 下飯町手打 819 番地 TEL (09969) 7-0311

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/>

薩摩川内市 保育

検索

